

平成11年4月30日

厚生省発児第86号

〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号
平成12年5月19日厚生省発児第91号
平成12年11月22日厚生省発児第129号
平成13年8月2日厚生省発児第314号
平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号
平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号
平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号
平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号
平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号
平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号
平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号
平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号
平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号
平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号
平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号
平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号
平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号
平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号
平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号
平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号
平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号
平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号
平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号
平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号
平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号
平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号
平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号
平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号
平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号
平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号
平成26年10月9日厚生労働省発雇児1009第1号
平成26年12月5日厚生労働省発雇児1205第1号
平成27年2月3日厚生労働省発雇児0203第10号
平成27年12月11日厚生労働省発雇児1211第5号
平成28年1月20日厚生労働省発雇児0120第6号
平成28年6月20日厚生労働省発雇児0620第2号
平成28年9月5日厚生労働省発雇児0905第1号
平成29年3月9日厚生労働省発雇児0309第4号
平成29年9月5日厚生労働省発子0905第2号
平成30年2月19日厚生労働省発子0219第2号
平成30年12月19日厚生労働省発子1219第2号
平成31年2月27日厚生労働省発子0227第2号

都道府県知事
各 指定都市の市長 宛
中核市の市長

厚生事務次官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

（通則）

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）第2^{労働省}

条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療

研究センター等」という。)については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする

(1) 事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(以下「自立援助ホーム」という。)及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。)を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のもので設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額)その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」とい

う。) 第1条第9号の規定によるものとする。

- (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号) 第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。) 別表第一(以下「別表」という。) の級地が「一級地」とされている地域とする。
- (2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域及び東久留米市とする。
- (3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- (4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
- (5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域(東久留米市を除く。) 及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。

6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) に規定する小学校(特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。) 及び中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。) をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。) をいう。

7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
- 11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市

の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「18社会的養護処遇改善加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価

2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
3 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価
	児童自立支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」が置かれている場合及び10:1以下の職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価 ただし、10:1以下の職員配置を行った場合については、 上記保護単価×配置心理療法担当職員数
	児童心理治療施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」において9:1、8:1、7:1のいずれかの職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×(配置心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価
12 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(22)寒冷地加算分保護単価
13 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(32)事務用採暖費加算分保護単価
14 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

<p>15民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>16除雪費</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)除雪費加算分保護単価</p>
<p>17降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)降灰除去費加算分保護単価</p>
<p>18社会的養護処遇改善加算費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(36)社会的養護処遇改善加算分保護単価</p>

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技工士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を

加えてそのまま設定すれば足りること。

- (6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、（1）の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の（2）から（24）までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）</p>	<p>施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費</p>	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>ただし、社会的養護処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児がある</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ときは、その数を控除した数) - その月初日の2歳児措置児数 - その月初日の3歳以上児措置児数] + 2歳児の月額保護単価 × その月初日の2歳児措置児数 + 3歳以上児の月額保護単価 × その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価 × その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価 × その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価 × その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数） × 支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価 × その協定人</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ-1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価 (常勤的非常勤単価又は非常勤単価) ×アの算式により算定した定員。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>キ-2 児童自立支援施設において職員配置の改善を行い、定員数に応じ10:1以下の心理療法担当職員を配置した場合には、次の算式によって算出した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員×心理療法担当職員数</p> <p>キ-3 児童心理治療施設において職員の配置の改善を行い、定員数に応じ、9:1、8:1、7:1のいずれかの心理療法担当職員を配置した場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員×(心理療法担当職員数-別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合又は一時保護所が別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額308,000円を限度とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式</p> <p>建物の賃借に係る実費。</p> <p>なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式</p> <p>その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。</p> <p>{ [前年度の一時保護延べ人日 / 12月 / 30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる） × 1.205 }（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。</p> <p>一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合</p> <p>一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ (10\text{円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）</p>	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1)児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）</p>
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																								
(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	<p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 555 1366 1585"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 58,320円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 50,540円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 50,540円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童心理治療施設</td> <td>入所児分 50,970円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 58,570円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 50,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3歳未満児分 58,320円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児分 50,540円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分 58,320円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 50,540円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>別に定める基準に該当する者 50,540円 上記以外の者 11,020円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,780円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470円 3歳以上児 5,990円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価102,570円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳</p>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 58,320円	乳児以外分 50,540円	児童自立支援施設	入所児分 50,540円	通所児分 15,550円	児童心理治療施設	入所児分 50,970円	通所児分 15,550円	里親	乳児分 58,570円	乳児以外分 50,800円	乳児院	3歳未満児分 58,320円	3歳以上児分 50,540円	ファミリーホーム	乳児分 58,320円	乳児以外分 50,540円	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,540円 上記以外の者 11,020円	母子生活支援施設	入所者 3,780円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470円 3歳以上児 5,990円
			施設種別	一般生活費(月額)																							
児童養護施設	乳児分 58,320円																										
	乳児以外分 50,540円																										
児童自立支援施設	入所児分 50,540円																										
	通所児分 15,550円																										
児童心理治療施設	入所児分 50,970円																										
	通所児分 15,550円																										
里親	乳児分 58,570円																										
	乳児以外分 50,800円																										
乳児院	3歳未満児分 58,320円																										
	3歳以上児分 50,540円																										
ファミリーホーム	乳児分 58,320円																										
	乳児以外分 50,540円																										
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 50,540円 上記以外の者 11,020円																										
母子生活支援施設	入所者 3,780円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,470円 3歳以上児 5,990円																										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の委託措置児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあつては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>((1)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月額保護単価÷その月の開所日数)×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>(5)一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×4,210円（児童が乳児の場合、延児童数×5,690円）</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,160円（児童が乳児の場合、延児童数×1,180円）</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,660円（児童が乳児の場合、延児童数×1,920円） 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,240円 （ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p>
	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数×5,600円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄		経費の用途 第 3 欄	費目の種類第1欄
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童		その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童(3歳未満児)		その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児) × 日額2,430円
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点 数 分	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分			<p>年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業に限る。)を必要とするものと認定された施設(第二種助産施設に限る。)にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>(注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
	イ 点数以外の分	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。
	(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
	(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数 以外 の分	(エ) 保 険 料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、16,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児童			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特			次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費(7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 875 1366 1077"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児280円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価61,150円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数。</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 792 1366 1021"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,490円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,590円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,490円	中学校第3学年	57,590円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,490円										
中学校第3学年	57,590円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 1312 1366 1424"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年入学児童	47,400円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	40,600円										
中学校第1学年入学児童	47,400円										
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(2)、(4)及び(5)に限る。(4)は中学生含む。）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職し	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等</p> <p>(2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費</p> <p>(3) 就職又は進学</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 1805 1366 1917"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,910円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>入学時特別加算費年額保護単価</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,910円	私立高等学校	33,910円		
公私別	保護単価(月額)										
国・公立高等学校	22,910円										
私立高等学校	33,910円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(11) 特別育成費	ているものは除く。) (第3欄の(3)、(4)及び(5)に限る)。	に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費 (4) 学習塾等を利用した場合 (5) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費	61,150円×高等学校第1学年入学措置児童数 算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるものの数) 算式(4) 補習費保護単価15,000円×該当児童数(学習塾等を利用した児童であって別に定めるものの数) 算式(5) 補習費特別保護単価25,000円×該当児童数(個別学習支援を受けた児童であって別に定めるものの数)
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,090円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,350円×12月初日の措置又は一時保護児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(14) 医療費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。</p>	<p>その児童等の医療に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。</p>
(15) 職業補導費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,940円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数</p>
(16) 児童用採暖費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児</p>	<p>その児童の冬期の採暖に必要な経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																								
(16) 児童用採暖費			<p>算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 846 1018 1339">施設種別 級地別</th> <th data-bbox="1018 846 1134 1339">児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム(別に定める基準に該当する場合)、ファミリーホーム、里親</th> <th data-bbox="1134 846 1251 1339">乳児院</th> <th data-bbox="1251 846 1367 1339">母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="906 1339 1018 1395">旧5級地</td> <td data-bbox="1018 1339 1134 1395">7,270円</td> <td data-bbox="1134 1339 1251 1395">7,690円</td> <td data-bbox="1251 1339 1367 1395">1,210円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1395 1018 1451">旧4級地</td> <td data-bbox="1018 1395 1134 1451">5,570円</td> <td data-bbox="1134 1395 1251 1451">6,030円</td> <td data-bbox="1251 1395 1367 1451">1,020円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1451 1018 1507">旧3級地</td> <td data-bbox="1018 1451 1134 1507">3,600円</td> <td data-bbox="1134 1451 1251 1507">3,830円</td> <td data-bbox="1251 1451 1367 1507">630円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1507 1018 1563">旧2級地</td> <td data-bbox="1018 1507 1134 1563">2,680円</td> <td data-bbox="1134 1507 1251 1563">2,790円</td> <td data-bbox="1251 1507 1367 1563">400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1563 1018 1619">その他の地域</td> <td data-bbox="1018 1563 1134 1619">1,340円</td> <td data-bbox="1134 1563 1251 1619">1,340円</td> <td data-bbox="1251 1563 1367 1619">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム(別に定める基準に該当する場合)、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部	旧5級地	7,270円	7,690円	1,210円	旧4級地	5,570円	6,030円	1,020円	旧3級地	3,600円	3,830円	630円	旧2級地	2,680円	2,790円	400円	その他の地域	1,340円	1,340円	200円
施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム(別に定める基準に該当する場合)、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部																								
旧5級地	7,270円	7,690円	1,210円																								
旧4級地	5,570円	6,030円	1,020円																								
旧3級地	3,600円	3,830円	630円																								
旧2級地	2,680円	2,790円	400円																								
その他の地域	1,340円	1,340円	200円																								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18) 自大立学生進生活学支等度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1)その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2)その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が158,350円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価158,350円×死亡児数
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のものでその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価 86,000円×1人 ただし、二人目以降は43,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 137,000円×1人 ただし、二人目は94,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価 43,820円×新規委託措置児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000 円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500 円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）
(23) ファミリーホーム受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費 1 件当たり保護単価43,820円×新規委託措置児童数
(24) 委託時手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,500円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費

(26) 一時保護委託児童通学送迎費	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
-----------------------	-------------------------------------	---	---

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円

B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200
C 2		所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1		15,000円以下	9,000	4,500
D 2		15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700
D 3		40,001円から 70,000円まで	18,700	9,300
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600
D 6	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超

			85,000円を超えるときは85,000円とする。)	えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

備 考	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1）所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>（2）租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>（3）租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>（1）「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>（2）「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>（3）「在宅障害児（者）」（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の</p>
--------	--

受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」

…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってそ

の児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。

	<p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	---

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

$$[(\text{事務費の月額保護単価} + \text{事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額}) \div \text{その月の日数}] \times \text{その月の措置児童等在籍日数} + \text{月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額}$$

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,370	308,950	306,850	300,540	296,330	287,910	281,600	275,290
21～25人	279,650	272,200	270,340	264,760	261,040	253,600	248,020	242,440
26～30	241,920	235,450	233,840	228,990	225,750	219,290	214,440	209,590
31～35	225,930	219,870	218,350	213,810	210,780	204,730	200,180	195,630
36～40	209,930	204,290	202,870	198,630	195,810	190,160	185,930	181,690
41～45	205,830	200,230	198,830	194,620	191,820	186,220	182,020	177,820
46～50	180,210	175,300	174,070	170,390	167,940	163,030	159,350	155,670
51～55	175,710	170,920	169,720	166,120	163,730	158,940	155,350	151,750
56～60	171,210	166,530	165,360	161,860	159,520	154,850	151,340	147,840
61～65	166,890	162,330	161,190	157,770	155,490	150,930	147,520	144,090
66～70	162,570	158,120	157,010	153,680	151,460	147,010	143,680	140,350
71～75	158,710	154,370	153,280	150,030	147,860	143,520	140,260	137,010
76～80	154,850	150,610	149,550	146,370	144,260	140,020	136,840	133,660
81～85	152,060	147,890	146,850	143,730	141,650	137,480	134,360	131,240
86～90	149,260	145,170	144,150	141,080	139,030	134,940	131,870	128,810
91～95	146,190	142,180	141,190	138,180	136,190	132,180	129,180	126,190
96～100	143,110	139,200	138,220	135,290	133,340	129,430	126,500	123,570
101～105	141,560	137,690	136,720	133,820	131,880	128,010	125,110	122,210
106～110	140,010	136,170	135,220	132,340	130,430	126,600	123,730	120,850
111～115	138,450	134,650	133,710	130,860	128,970	125,180	122,330	119,490
116～120	136,880	133,130	132,190	129,380	127,500	123,750	120,940	118,130
121～125	135,470	131,750	130,830	128,040	126,180	122,460	119,670	116,890
126～130	134,060	130,380	129,460	126,700	124,860	121,170	118,410	115,650
131～135	133,160	129,500	128,580	125,830	124,000	120,340	117,600	114,860
136～140	132,250	128,610	127,700	124,970	123,150	119,510	116,790	114,060
141～145	130,950	127,340	126,440	123,730	121,930	118,320	115,610	112,910
146～150	129,640	126,060	125,170	122,490	120,700	117,130	114,450	111,770
151人以上	128,990	125,430	124,540	121,880	120,100	116,540	113,870	111,200

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	337,860	328,790	326,530	319,720	315,190	306,120	299,310	292,510
21～25人	296,720	288,740	286,740	280,750	276,760	268,770	262,780	256,790
26～30	255,580	248,680	246,950	241,780	238,330	231,420	226,250	221,070
31～35	238,100	231,660	230,050	225,210	221,990	215,550	210,710	205,880
36～40	220,640	214,650	213,150	208,660	205,660	199,670	195,180	190,690

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	236,470	231,300	230,010	226,140	223,560	218,400	214,530	210,660

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	281,850	274,820	273,070	267,800	264,290	257,260	251,990	246,720
31～35人	265,770	259,090	257,420	252,410	249,070	242,390	237,390	232,380
36～40	249,700	243,360	241,780	237,030	233,860	227,540	222,780	218,040
41～45	245,940	239,580	238,000	233,240	230,070	223,720	218,960	214,190
46～50	231,480	225,450	223,950	219,430	216,420	210,400	205,880	201,360
51～55	225,550	219,660	218,190	213,770	210,820	204,930	200,520	196,100
56～60	219,620	213,860	212,430	208,110	205,230	199,470	195,160	190,840
61～65	214,690	209,040	207,620	203,380	200,560	194,910	190,670	186,430
66～70	209,750	204,210	202,820	198,660	195,890	190,340	186,180	182,030
71～75	205,210	199,770	198,410	194,320	191,600	186,160	182,070	177,990
76～80	200,680	195,330	193,990	189,980	187,310	181,970	177,960	173,950
81～85	197,460	192,170	190,850	186,890	184,240	178,960	175,000	171,040
86～90	194,230	189,010	187,700	183,790	181,180	175,960	172,040	168,130
91～95	190,740	185,580	184,290	180,420	177,850	172,690	168,830	164,960
96～100	187,250	182,160	180,880	177,070	174,520	169,430	165,620	161,800
101～105	185,790	180,740	179,480	175,690	173,160	168,110	164,330	160,530
106～110	184,330	179,320	178,070	174,320	171,810	166,790	163,040	159,280
111～115	182,600	177,630	176,390	172,660	170,170	165,200	161,470	157,750
116～120	180,860	175,930	174,700	171,000	168,540	163,610	159,920	156,220
121～125	179,810	174,910	173,670	170,000	167,540	162,630	158,960	155,280
126～130	178,760	173,870	172,650	168,990	166,540	161,660	157,990	154,330
131～135	177,400	172,550	171,340	167,700	165,270	160,410	156,780	153,130
136～140	176,040	171,220	170,020	166,400	163,990	159,170	155,550	151,940
141～145	174,960	170,160	168,960	165,360	162,950	158,150	154,550	150,940
146～150	173,880	169,100	167,900	164,310	161,920	157,130	153,550	149,960
151人以上	172,970	168,200	167,010	163,440	161,060	156,300	152,720	149,150

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	833,160	810,950	805,390	788,730	777,620	755,410	738,740	722,080
11～15人	659,040	641,290	636,850	623,530	614,650	596,900	583,580	570,270
16～20	587,480	571,290	567,240	555,100	547,000	530,810	518,670	506,530
21～25	513,680	499,490	495,940	485,290	478,190	463,990	453,340	442,690
26～30	493,920	480,220	476,790	466,520	459,670	445,970	435,690	425,410
31～35	479,510	466,180	462,850	452,860	446,190	432,870	422,870	412,880
36～40	465,100	452,150	448,910	439,200	432,720	419,770	410,050	400,340
41～45	452,710	440,080	436,930	427,460	421,140	408,510	399,040	389,570
46～50	440,330	428,020	424,950	415,720	409,560	397,250	388,020	378,790
51～55	435,230	423,060	420,010	410,880	404,790	392,620	383,490	374,360
56～60	430,130	418,100	415,090	406,050	400,040	387,990	378,960	369,930
61～65	425,540	413,620	410,640	401,700	395,740	383,820	374,880	365,940
66～70	420,950	409,150	406,190	397,340	391,450	379,640	370,800	361,950
71～75	416,870	405,170	402,250	393,490	387,640	375,940	367,180	358,410
76～80	412,800	401,210	398,310	389,620	383,830	372,240	363,550	354,860
81～85	408,880	397,400	394,530	385,910	380,170	368,690	360,070	351,460
86～90	404,970	393,590	390,740	382,210	376,520	365,130	356,600	348,060
91人以上	400,660	389,400	386,580	378,130	372,500	361,230	352,780	344,330

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	730,760	711,460	706,640	692,170	682,520	663,220	648,750	634,280
11～15人	593,150	577,220	573,240	561,300	553,340	537,410	525,470	513,520
16～20	511,290	497,220	493,710	483,150	476,120	462,050	451,500	440,950
21～25	473,180	460,080	456,810	446,980	440,430	427,340	417,510	407,690
26～30	443,700	431,370	428,280	419,030	412,870	400,530	391,280	382,030
31～35	430,290	418,300	415,300	406,310	400,320	388,330	379,340	370,350
36～40	416,870	405,230	402,320	393,590	387,770	376,130	367,400	358,680
41～45	403,460	392,160	389,340	380,870	375,230	363,930	355,470	347,000
46～50	390,040	379,100	376,360	368,150	362,680	351,730	343,530	335,320
51～55	385,630	374,800	372,090	363,970	358,550	347,720	339,600	331,480
56～60	381,210	370,500	367,820	359,780	354,430	343,720	335,680	327,650
61～65	376,790	366,200	363,550	355,600	350,300	339,700	331,760	323,810
66～70	372,380	361,900	359,280	351,420	346,180	335,700	327,840	319,980
71～75	367,960	357,600	355,010	347,230	342,050	331,690	323,910	316,140
76～80	363,550	353,300	350,740	343,050	337,930	327,680	319,990	312,300
81～85	359,130	349,000	346,470	338,870	333,800	323,670	316,070	308,470
86～90	354,710	344,700	342,190	334,680	329,670	319,660	312,140	304,630
91人以上	350,300	340,400	337,920	330,500	325,550	315,650	308,220	300,800

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	618,620	602,400	598,350	586,190	578,080	561,870	549,700	537,540
11～15人	450,420	438,580	435,620	426,740	420,820	408,970	400,090	391,210
16～20	377,490	367,250	364,690	357,000	351,880	341,640	333,960	326,280
21～25	344,730	335,310	332,950	325,880	321,170	311,740	304,670	297,600
26～30	318,810	310,050	307,860	301,290	296,910	288,150	281,580	275,010
31～35	304,510	296,120	294,020	287,730	283,540	275,150	268,860	262,560
36～40	290,200	282,190	280,180	274,170	270,160	262,150	256,130	250,120
41～45	275,890	268,250	266,340	260,610	256,790	249,140	243,410	237,680
46～50	261,590	254,320	252,500	247,050	243,410	236,140	230,690	225,240
51～55	256,640	249,500	247,710	242,360	238,790	231,650	226,300	220,940
56～60	251,690	244,680	242,930	237,670	234,170	227,160	221,900	216,650
61～65	246,730	239,860	238,140	232,980	229,540	222,670	217,510	212,350
66～70	241,780	235,040	233,350	228,290	224,920	218,180	213,120	208,060
71～75	236,830	230,220	228,570	223,610	220,300	213,690	208,730	203,770
76～80	231,880	225,400	223,780	218,920	215,680	209,190	204,330	199,470
81～85	226,930	220,580	218,990	214,230	211,050	204,700	199,940	195,180
86～90	221,980	215,760	214,210	209,540	206,430	200,210	195,550	190,880
91人以上	217,030	210,940	209,420	204,850	201,810	195,720	191,150	186,590

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	642,840	625,860	621,610	608,880	600,390	583,410	570,680	557,940

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	177,160	172,960	171,890	168,760	166,660	162,460	159,310	156,160
11～20世帯	155,150	151,170	150,160	147,180	145,190	141,200	138,210	135,230
21～30	124,350	121,100	120,290	117,850	116,230	112,980	110,540	108,100
31～40	93,620	91,180	90,570	88,740	87,520	85,090	83,260	81,430
41～50	84,420	82,230	81,680	80,040	78,940	76,740	75,100	73,450
51世帯以上	75,230	73,280	72,790	71,330	70,350	68,400	66,940	65,480

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	円 148,830	円 145,570	円 144,750	円 142,300	円 140,670	円 137,410	円 134,960	円 132,510

(8) 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20人まで	円 451,110	円 438,560	円 435,550	円 429,430	円 426,040	円 413,510	円 403,940	円 394,910
21～25人	円 404,570	円 393,260	円 390,500	円 384,770	円 381,530	円 370,240	円 361,680	円 353,390
26～30人	円 358,020	円 347,960	円 345,450	円 340,120	円 337,010	円 326,950	円 319,410	円 311,870
31～35人	円 339,680	円 330,120	円 327,730	円 322,520	円 319,440	円 309,880	円 302,700	円 295,530
36～40	円 321,360	円 312,280	円 310,010	円 304,930	円 301,890	円 292,810	円 285,990	円 279,190
41～45	円 307,900	円 299,160	円 296,980	円 291,960	円 288,910	円 280,180	円 273,630	円 267,090
46人以上	円 294,440	円 286,050	円 283,960	円 278,990	円 275,950	円 267,560	円 261,270	円 254,980

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 74,030	円 71,900	円 71,370	円 69,770	円 68,710	円 66,580	円 64,980	円 63,380

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童心理治療施設通所部	円 112,630	円 109,340	円 108,520	円 106,050	円 104,410	円 101,120	円 98,650	円 96,190

(11) 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
6人まで	円 218,010	円 212,700	円 211,380	円 207,400	円 204,740	円 199,440	円 195,460	円 191,480
7～9人	円 203,830	円 198,590	円 197,280	円 193,350	円 190,730	円 185,490	円 181,570	円 177,640
10～12	円 196,740	円 191,540	円 190,230	円 186,330	円 183,730	円 178,520	円 174,620	円 170,720
13～15	円 192,490	円 187,300	円 186,010	円 182,120	円 179,530	円 174,340	円 170,450	円 166,560
16～18	円 189,650	円 184,480	円 183,190	円 179,310	円 176,720	円 171,550	円 167,670	円 163,800
19人以上	円 187,250	円 182,090	円 180,800	円 176,930	円 174,350	円 169,190	円 165,310	円 161,440

(12) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	197,760	194,460	193,630	191,150	189,500	186,190	183,710	181,230
6人	164,800	162,050	161,360	159,290	157,910	155,160	153,090	151,030

(13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	10,058,960	9,737,280	9,656,860	9,415,610	9,254,770	8,933,100	8,691,840	8,450,580
6～10人	15,449,330	14,952,340	14,828,090	14,455,360	14,206,870	13,709,890	13,337,150	12,964,410
11～15	20,839,690	20,167,400	19,999,320	19,495,110	19,158,960	18,486,680	17,982,450	17,478,240
16～20	26,230,060	25,382,460	25,170,550	24,534,860	24,111,060	23,263,470	22,627,760	21,992,060
21～25	31,620,420	30,597,520	30,341,780	29,574,610	29,063,160	28,040,260	27,273,070	26,505,890
26～30	37,010,790	35,812,570	35,513,010	34,614,360	34,015,250	32,817,050	31,918,370	31,019,720
31～35	42,401,160	41,027,630	40,684,240	39,654,110	38,967,350	37,593,840	36,563,680	35,533,550
36～40	47,791,520	46,242,690	45,855,470	44,693,860	43,919,440	42,370,630	41,208,990	40,047,370
41～45	53,181,890	51,457,750	51,026,700	49,733,610	48,871,540	47,147,420	45,854,290	44,561,200
46～50	58,572,250	56,672,810	56,197,930	54,773,360	53,823,640	51,924,210	50,499,600	49,075,030
51～55	63,962,620	61,887,860	61,369,160	59,813,110	58,775,730	56,701,000	55,144,910	53,588,850
56～60	69,352,990	67,102,920	66,540,390	64,852,860	63,727,830	61,477,790	59,790,220	58,102,680
61～65	74,743,350	72,317,980	71,711,620	69,892,610	68,679,920	66,254,580	64,435,520	62,616,510
66～70	80,133,720	77,533,040	76,882,850	74,932,360	73,632,020	71,031,370	69,080,830	67,130,330

※1か所当たりの年額

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,370	308,950	306,850	300,540	296,330	287,910	281,600	275,290
21～25人	288,220	280,530	278,610	272,850	269,000	261,320	255,560	249,790
26～30	259,060	252,110	250,370	245,160	241,680	234,730	229,510	224,300
31～35	241,210	234,720	233,100	228,230	224,980	218,490	213,620	208,750
36～40	223,360	217,330	215,830	211,300	208,290	202,260	197,740	193,210
41～45	217,690	211,750	210,260	205,810	202,840	196,900	192,440	187,990
46～50	190,490	185,290	183,990	180,100	177,500	172,300	168,400	164,500
51～55	185,700	180,630	179,360	175,550	173,020	167,940	164,140	160,330
56～60	180,920	175,970	174,730	171,020	168,540	163,590	159,880	156,170
61～65	176,390	171,560	170,360	166,730	164,320	159,490	155,870	152,250
66～70	171,860	167,160	165,980	162,450	160,090	155,390	151,860	148,320
71～75	167,850	163,250	162,100	158,650	156,350	151,750	148,300	144,850
76～80	163,830	159,340	158,220	154,850	152,610	148,110	144,750	141,380
81～85	161,870	157,420	156,320	152,980	150,760	146,320	142,990	139,650
86～90	159,900	155,510	154,410	151,110	148,920	144,520	141,230	137,930
91～95	156,630	152,330	151,260	148,030	145,880	141,590	138,370	135,150
96～100	153,360	149,160	148,110	144,960	142,860	138,660	135,510	132,360
101～105	151,650	147,500	146,460	143,340	141,260	137,100	133,990	130,870
106～110	149,950	145,830	144,810	141,720	139,670	135,550	132,460	129,380
111～115	148,260	144,190	143,170	140,120	138,080	134,010	130,960	127,910
116～120	146,570	142,540	141,530	138,510	136,500	132,470	129,460	126,440
121～125	145,050	141,060	140,060	137,070	135,080	131,090	128,090	125,110
126～130	143,520	139,570	138,590	135,630	133,650	129,700	126,740	123,780
131～135	143,140	139,200	138,210	135,260	133,280	129,340	126,380	123,420
136～140	142,760	138,820	137,840	134,880	132,910	128,980	126,020	123,070
141～145	141,330	137,430	136,450	133,530	131,570	127,670	124,750	121,820
146～150	139,900	136,030	135,070	132,170	130,240	126,370	123,470	120,570
151人以上	139,370	135,520	134,560	131,670	129,740	125,890	123,000	120,110

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	337,860	328,790	326,530	319,720	315,190	306,120	299,310	292,510
21～25人	305,300	297,070	295,010	288,840	284,720	276,490	270,320	264,150
26～30	272,730	265,340	263,490	257,950	254,250	246,860	241,320	235,780
31～35	253,390	246,510	244,790	239,630	236,200	229,320	224,150	218,990
36～40	234,060	227,690	226,100	221,320	218,140	211,760	206,980	202,210

イ 4.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	317,370	308,950	306,850	300,540	296,330	287,910	281,600	275,290
21～25人	296,730	288,800	286,820	280,880	276,910	268,980	263,040	257,100
26～30	276,090	268,650	266,790	261,210	257,490	250,060	244,480	238,900
31～35	256,390	249,460	247,730	242,540	239,080	232,160	226,970	221,780
36～40	236,690	230,280	228,680	223,880	220,670	214,270	209,460	204,650
41～45	229,460	223,190	221,620	216,910	213,780	207,500	202,800	198,090
46～50	200,710	195,220	193,840	189,730	186,980	181,500	177,380	173,260
51～55	195,640	190,280	188,940	184,920	182,240	176,890	172,870	168,850
56～60	190,570	185,350	184,030	180,120	177,510	172,290	168,370	164,450
61～65	187,070	181,940	180,650	176,800	174,230	169,100	165,260	161,410
66～70	183,560	178,520	177,260	173,480	170,960	165,920	162,150	158,370
71～75	179,250	174,320	173,090	169,400	166,940	162,020	158,320	154,630
76～80	174,930	170,120	168,920	165,320	162,910	158,100	154,500	150,890
81～85	172,730	167,980	166,790	163,220	160,850	156,090	152,530	148,970
86～90	170,520	165,830	164,660	161,130	158,780	154,090	150,570	147,050
91～95	167,060	162,470	161,320	157,880	155,580	150,990	147,540	144,100
96～100	163,610	159,120	158,000	154,630	152,380	147,890	144,520	141,160
101～105	161,740	157,310	156,190	152,860	150,640	146,190	142,860	139,530
106～110	159,890	155,490	154,390	151,100	148,900	144,500	141,200	137,910
111～115	158,780	154,410	153,320	150,040	147,860	143,490	140,210	136,940
116～120	157,670	153,330	152,240	148,990	146,820	142,470	139,220	135,960
121～125	155,990	151,690	150,610	147,390	145,240	140,940	137,720	134,490
126～130	154,300	150,050	148,980	145,790	143,660	139,400	136,210	133,020
131～135	153,770	149,520	148,460	145,280	143,160	138,910	135,730	132,540
136～140	153,240	149,010	147,940	144,770	142,660	138,420	135,240	132,070
141～145	151,690	147,500	146,440	143,300	141,200	137,000	133,860	130,710
146～150	150,140	145,980	144,940	141,830	139,750	135,590	132,470	129,360
151人以上	149,890	145,740	144,700	141,590	139,510	135,370	132,250	129,140

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	337,860	328,790	326,530	319,720	315,190	306,120	299,310	292,510
21～25人	313,810	305,340	303,220	296,860	292,630	284,160	277,800	271,450
26～30	289,750	281,880	279,910	274,000	270,070	262,190	256,290	250,390
31～35	268,570	261,260	259,430	253,950	250,290	242,980	237,500	232,010
36～40	247,400	240,640	238,960	233,900	230,520	223,780	218,710	213,650

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	343,090	333,940	331,650	324,790	320,220	311,070	304,210	297,350
21～25人	318,160	309,620	307,490	301,090	296,820	288,280	281,880	275,480
26～30	293,230	285,310	283,330	277,380	273,420	265,500	259,550	253,610
31～35	273,380	265,970	264,120	258,560	254,870	247,460	241,910	236,360
36～40	253,530	246,640	244,920	239,760	236,320	229,430	224,260	219,100
41～45	248,120	241,320	239,620	234,520	231,120	224,310	219,210	214,110
46～50	221,210	215,140	213,620	209,060	206,030	199,960	195,400	190,850
51～55	215,230	209,310	207,840	203,400	200,440	194,530	190,100	185,660
56～60	209,250	203,490	202,050	197,740	194,860	189,110	184,800	180,480
61～65	205,000	199,360	197,950	193,720	190,900	185,260	181,030	176,790
66～70	200,750	195,220	193,840	189,700	186,930	181,400	177,260	173,110
71～75	195,790	190,400	189,050	185,000	182,310	176,910	172,860	168,820
76～80	190,830	185,570	184,250	180,300	177,680	172,420	168,480	164,530
81～85	189,000	183,780	182,480	178,570	175,960	170,750	166,840	162,930
86～90	187,170	182,000	180,710	176,830	174,240	169,080	165,200	161,330
91～95	183,090	178,030	176,770	172,990	170,470	165,420	161,630	157,840
96～100	179,000	174,080	172,840	169,150	166,680	161,760	158,060	154,360
101～105	177,800	172,900	171,670	168,000	165,550	160,650	156,980	153,300
106～110	176,590	171,720	170,500	166,850	164,410	159,540	155,890	152,240
111～115	174,620	169,800	168,600	164,980	162,580	157,760	154,140	150,530
116～120	172,660	167,890	166,700	163,120	160,730	155,970	152,390	148,820
121～125	171,580	166,840	165,650	162,090	159,730	154,980	151,420	147,870
126～130	170,500	165,790	164,610	161,070	158,710	154,000	150,460	146,920
131～135	169,890	165,190	164,020	160,490	158,140	153,430	149,900	146,380
136～140	169,290	164,600	163,430	159,910	157,560	152,870	149,360	145,830
141～145	168,260	163,590	162,430	158,930	156,600	151,930	148,430	144,930
146～150	167,230	162,590	161,430	157,950	155,630	150,990	147,510	144,030
151人以上	166,110	161,510	160,350	156,890	154,590	149,980	146,520	143,060

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	363,580	353,780	351,330	343,980	339,080	329,280	321,920	314,570
21～25人	335,240	326,160	323,890	317,080	312,540	303,460	296,650	289,840
26～30	306,890	298,530	296,440	290,170	285,990	277,630	271,360	265,090
31～35	285,560	277,770	275,810	269,980	266,070	258,280	252,440	246,590
36～40	264,230	257,000	255,200	249,780	246,160	238,940	233,520	228,090

（2）児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	300,980	293,400	291,500	285,820	282,020	274,440	268,760	263,070
31～35人	284,700	277,480	275,660	270,240	266,630	259,410	253,980	248,560
36～40	268,430	261,560	259,840	254,680	251,240	244,370	239,210	234,050
41～45	266,670	259,720	257,980	252,770	249,300	242,350	237,140	231,920
46～50	254,210	247,530	245,860	240,850	237,510	230,820	225,810	220,800
51～55	247,270	240,760	239,130	234,240	230,970	224,460	219,570	214,680
56～60	240,340	233,980	232,400	227,630	224,450	218,090	213,320	208,550
61～65	234,580	228,350	226,790	222,120	219,010	212,780	208,110	203,440
66～70	228,810	222,710	221,190	216,620	213,570	207,470	202,900	198,330
71～75	223,560	217,580	216,090	211,600	208,620	202,640	198,160	193,670
76～80	218,310	212,450	210,980	206,590	203,660	197,800	193,420	189,020
81～85	215,500	209,700	208,240	203,890	200,990	195,180	190,830	186,470
86～90	212,690	206,940	205,500	201,180	198,300	192,550	188,230	183,920
91～95	208,510	202,840	201,420	197,160	194,330	188,660	184,410	180,160
96～100	204,330	198,740	197,340	193,150	190,360	184,780	180,590	176,400
101～105	203,600	198,040	196,640	192,470	189,680	184,120	179,940	175,770
106～110	202,890	197,330	195,950	191,790	189,010	183,460	179,300	175,140
111～115	200,190	194,710	193,340	189,230	186,500	181,020	176,900	172,790
116～120	197,510	192,090	190,740	186,690	183,970	178,570	174,500	170,450
121～125	197,130	191,720	190,370	186,310	183,610	178,200	174,140	170,080
126～130	196,760	191,350	189,990	185,940	183,240	177,830	173,780	169,720
131～135	195,320	189,940	188,600	184,570	181,890	176,510	172,480	168,450
136～140	193,880	188,550	187,210	183,210	180,540	175,200	171,190	167,190
141～145	193,380	188,040	186,710	182,700	180,030	174,700	170,690	166,690
146～150	192,880	187,550	186,210	182,210	179,540	174,210	170,200	166,200
151人以上	191,090	185,800	184,480	180,510	177,870	172,580	168,620	164,650

イ 3.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	319,740	311,620	309,590	303,490	299,430	291,300	285,210	279,120
31～35人	301,460	293,740	291,820	286,030	282,180	274,460	268,680	262,890
36～40	283,180	275,880	274,050	268,580	264,920	257,630	252,150	246,670
41～45	279,760	272,430	270,600	265,100	261,440	254,110	248,610	243,110
46～50	265,640	258,620	256,870	251,610	248,100	241,090	235,830	230,560
51～55	260,720	253,810	252,090	246,900	243,450	236,540	231,360	226,170
56～60	255,820	249,010	247,310	242,200	238,800	231,990	226,890	221,780
61～65	250,350	243,670	241,990	236,980	233,640	226,960	221,940	216,920
66～70	244,890	238,320	236,680	231,760	228,480	221,910	216,990	212,070
71～75	241,240	234,750	233,130	228,260	225,020	218,530	213,660	208,790
76～80	237,600	231,180	229,580	224,760	221,550	215,140	210,330	205,510
81～85	235,130	228,760	227,170	222,380	219,190	212,820	208,040	203,250
86～90	232,670	226,340	224,750	220,000	216,830	210,500	205,750	200,990
91～95	229,880	223,590	222,020	217,300	214,150	207,860	203,140	198,430
96～100	227,090	220,840	219,280	214,600	211,470	205,230	200,540	195,860
101～105	224,900	218,710	217,170	212,530	209,440	203,250	198,610	193,970
106～110	222,710	216,590	215,060	210,460	207,400	201,280	196,680	192,090
111～115	220,340	214,280	212,760	208,220	205,180	199,120	194,570	190,030
116～120	217,980	211,970	210,470	205,970	202,970	196,960	192,460	187,950
121～125	217,110	211,120	209,620	205,130	202,140	196,150	191,650	187,160
126～130	216,230	210,260	208,760	204,290	201,300	195,330	190,850	186,370
131～135	215,000	209,060	207,570	203,120	200,140	194,200	189,740	185,280
136～140	213,770	207,860	206,380	201,940	198,980	193,070	188,630	184,190
141～145	212,790	206,890	205,420	200,990	198,040	192,130	187,710	183,290
146～150	211,810	205,920	204,450	200,040	197,100	191,210	186,800	182,390
151人以上	210,450	204,600	203,150	198,750	195,830	189,980	185,600	181,200

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	338,780	330,100	327,930	321,420	317,080	308,410	301,900	295,390
31～35人	324,600	316,210	314,110	307,820	303,630	295,250	288,960	282,670
36～40	310,410	302,320	300,300	294,230	290,180	282,090	276,020	269,950
41～45	310,420	302,200	300,150	293,990	289,880	281,660	275,500	269,330
46～50	299,740	291,730	289,730	283,730	279,730	271,730	265,720	259,720
51～55	293,120	285,270	283,310	277,420	273,490	265,650	259,760	253,870
56～60	286,510	278,820	276,890	271,110	267,270	259,570	253,800	248,020
61～65	279,610	272,080	270,200	264,550	260,780	253,250	247,600	241,950
66～70	272,720	265,350	263,510	257,970	254,290	246,920	241,390	235,860
71～75	268,980	261,690	259,870	254,400	250,750	243,450	237,980	232,510
76～80	265,240	258,030	256,220	250,800	247,200	239,980	234,570	229,150
81～85	261,520	254,380	252,590	247,240	243,670	236,520	231,170	225,810
86～90	257,790	250,720	248,960	243,660	240,130	233,070	227,760	222,470
91～95	253,820	246,830	245,090	239,850	236,360	229,370	224,130	218,890
96～100	249,850	242,940	241,220	236,040	232,580	225,680	220,500	215,320
101～105	249,290	242,390	240,670	235,500	232,060	225,160	220,000	214,830
106～110	248,730	241,840	240,130	234,970	231,530	224,650	219,490	214,330
111～115	246,180	239,370	237,660	232,550	229,140	222,330	217,220	212,110
116～120	243,640	236,880	235,200	230,140	226,760	220,010	214,950	209,890
121～125	242,650	235,920	234,240	229,190	225,830	219,100	214,050	209,000
126～130	241,660	234,960	233,280	228,240	224,890	218,180	213,150	208,110
131～135	241,050	234,350	232,680	227,650	224,310	217,610	212,580	207,550
136～140	240,440	233,760	232,080	227,060	223,720	217,030	212,010	207,000
141～145	239,390	232,720	231,050	226,050	222,710	216,040	211,040	206,030
146～150	238,350	231,700	230,030	225,040	221,720	215,060	210,070	205,080
151人以上	236,720	230,110	228,460	223,500	220,190	213,580	208,620	203,660

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	884,230	860,570	854,650	836,900	825,070	801,400	783,650	765,900
11～15人	693,090	674,370	669,690	655,650	646,280	627,560	613,520	599,480
16～20	587,480	571,290	567,240	555,100	547,000	530,810	518,670	506,530
21～25	534,110	519,330	515,640	504,560	497,170	482,390	471,300	460,220
26～30	510,940	496,760	493,210	482,570	475,480	461,300	450,660	440,020
31～35	498,540	484,670	481,210	470,810	463,870	450,010	439,610	429,210
36～40	486,150	472,600	469,210	459,050	452,280	438,730	428,570	418,400
41～45	473,490	460,270	456,960	447,050	440,440	427,220	417,300	407,390
46～50	460,830	447,940	444,720	435,050	428,610	415,720	406,050	396,380
51～55	455,160	442,420	439,230	429,680	423,310	410,570	401,020	391,460
56～60	449,500	436,900	433,760	424,310	418,020	405,430	395,980	386,540
61～65	445,710	433,220	430,090	420,720	414,470	401,980	392,610	383,240
66～70	441,920	429,520	426,420	417,120	410,930	398,540	389,240	379,940
71～75	437,380	425,110	422,040	412,830	406,690	394,420	385,210	376,010
76～80	432,850	420,690	417,650	408,540	402,460	390,300	381,190	372,070
81～85	429,520	417,450	414,440	405,380	399,350	387,280	378,230	369,170
86～90	426,190	414,210	411,210	402,230	396,240	384,250	375,260	366,280
91人以上	421,500	409,650	406,680	397,790	391,860	380,010	371,110	362,220

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	884,230	860,570	854,650	836,900	825,070	801,400	783,650	765,900
11～15人	727,380	707,690	702,760	687,990	678,140	658,450	643,670	628,900
16～20	613,020	596,100	591,870	579,180	570,730	553,810	541,120	528,440
21～25	554,690	539,330	535,480	523,960	516,280	500,920	489,400	477,870
26～30	528,090	513,420	509,750	498,750	491,410	476,740	465,740	454,730
31～35	519,350	504,890	501,280	490,440	483,200	468,750	457,910	447,060
36～40	510,620	496,370	492,810	482,130	475,010	460,760	450,080	439,400
41～45	501,080	487,070	483,580	473,080	466,070	452,070	441,570	431,070
46～50	491,550	477,790	474,350	464,020	457,140	443,380	433,060	422,740
51～55	484,340	470,780	467,380	457,210	450,420	436,860	426,670	416,500
56～60	477,140	463,770	460,420	450,390	443,700	430,330	420,300	410,260
61～65	472,060	458,820	455,510	445,580	438,960	425,720	415,790	405,850
66～70	466,980	453,880	450,600	440,770	434,210	421,110	411,280	401,450
71～75	462,380	449,390	446,140	436,400	429,910	416,920	407,190	397,450
76～80	457,760	444,900	441,690	432,040	425,610	412,750	403,100	393,450
81～85	454,040	441,270	438,080	428,500	422,120	409,360	399,780	390,210
86～90	450,310	437,640	434,470	424,970	418,640	405,970	396,470	386,970
91人以上	443,810	431,330	428,200	418,830	412,590	400,100	390,730	381,360

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	935,670	910,540	904,260	885,420	872,850	847,730	828,880	810,040
11～15人	761,430	740,770	735,600	720,100	709,770	689,110	673,610	658,120
16～20	638,740	621,090	616,680	603,440	594,620	576,970	563,740	550,500
21～25	575,120	559,170	555,190	543,230	535,260	519,320	507,360	495,400
26～30	562,140	546,500	542,590	530,860	523,040	507,400	495,680	483,950
31～35	549,730	534,400	530,570	519,090	511,420	496,110	484,610	473,130
36～40	537,320	522,320	518,560	507,310	499,810	484,810	473,560	462,310
41～45	524,650	509,970	506,300	495,300	487,960	473,290	462,290	451,290
46～50	511,980	497,630	494,050	483,290	476,120	461,780	451,020	440,270
51～55	506,320	492,120	488,580	477,930	470,840	456,640	446,000	435,360
56～60	500,670	486,620	483,110	472,580	465,560	451,510	440,980	430,450
61～65	496,880	482,930	479,450	468,980	462,020	448,070	437,610	427,150
66～70	493,090	479,240	475,780	465,390	458,470	444,620	434,230	423,850
71～75	489,630	475,870	472,430	462,110	455,230	441,480	431,150	420,840
76～80	486,170	472,500	469,080	458,830	451,990	438,330	428,070	417,820
81～85	481,780	468,230	464,840	454,670	447,900	434,350	424,180	414,020
86～90	477,400	463,960	460,590	450,520	443,800	430,370	420,280	410,210
91人以上	472,710	459,400	456,080	446,090	439,440	426,130	416,140	406,160

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	618,620	602,400	598,350	586,190	578,080	561,870	549,700	537,540
11～15人	450,420	438,580	435,620	426,740	420,820	408,970	400,090	391,210
16～20	404,370	393,360	390,610	382,350	376,840	365,830	357,570	349,320
21～25	366,240	356,200	353,690	346,160	341,140	331,100	323,570	316,040
26～30	336,740	327,460	325,150	318,190	313,550	304,280	297,320	290,370
31～35	320,640	311,790	309,580	302,940	298,510	289,660	283,030	276,390
36～40	304,540	296,120	294,010	287,690	283,480	275,050	268,730	262,410
41～45	288,440	280,440	278,440	272,440	268,440	260,430	254,430	248,430
46～50	272,340	264,760	262,870	257,190	253,400	245,820	240,140	234,450
51～55	267,930	260,460	258,600	253,000	249,270	241,810	236,210	230,620
56～60	263,510	256,160	254,330	248,820	245,150	237,800	232,290	226,780
61～65	259,090	251,860	250,060	244,630	241,020	233,790	228,370	222,940
66～70	254,680	247,560	245,780	240,450	236,890	229,780	224,440	219,110
71～75	250,260	243,260	241,510	236,270	232,770	225,770	220,520	215,270
76～80	245,840	238,960	237,240	232,080	228,640	221,760	216,600	211,440
81～85	241,430	234,660	232,970	227,900	224,510	217,750	212,670	207,600
86～90	237,010	230,360	228,700	223,710	220,390	213,740	208,750	203,760
91人以上	232,600	226,060	224,430	219,530	216,260	209,730	204,830	199,930

オ 3 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	618,620	602,400	598,350	586,190	578,080	561,870	549,700	537,540
11～15人	486,270	473,400	470,180	460,530	454,100	441,230	431,580	421,930
16～20	431,240	419,460	416,510	407,670	401,780	390,000	381,170	372,330
21～25	387,730	377,070	374,410	366,420	361,090	350,430	342,440	334,450
26～30	354,650	344,860	342,410	335,070	330,180	320,390	313,050	305,710
31～35	342,130	332,670	330,300	323,200	318,470	309,000	301,900	294,810
36～40	329,620	320,480	318,190	311,330	306,760	297,620	290,760	283,900
41～45	317,110	308,290	306,080	299,460	295,050	286,230	279,610	272,990
46～50	304,600	296,090	293,970	287,590	283,340	274,840	268,460	262,090
51～55	299,640	291,270	289,180	282,900	278,720	270,350	264,070	257,790
56～60	294,690	286,450	284,390	278,210	274,100	265,860	259,680	253,500
61～65	289,740	281,630	279,610	273,530	269,470	261,360	255,280	249,200
66～70	284,790	276,810	274,820	268,840	264,850	256,870	250,890	244,910
71～75	279,840	271,990	270,030	264,150	260,230	252,380	246,500	240,620
76～80	274,890	267,170	265,240	259,460	255,600	247,890	242,100	236,320
81～85	269,930	262,350	260,460	254,770	250,980	243,400	237,710	232,030
86～90	264,980	257,530	255,670	250,080	246,360	238,910	233,320	227,730
91人以上	260,030	252,710	250,880	245,390	241,730	234,410	228,930	223,440

(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	456,040	443,450	440,300	434,190	430,760	418,180	408,740	399,300
21～25	416,430	404,840	401,940	396,010	392,610	381,020	372,320	363,630
26～30	376,830	366,230	363,580	357,840	354,460	343,860	335,910	327,960
31～35	358,340	348,230	345,700	340,100	336,750	326,650	319,060	311,480
36～40	339,860	330,240	327,830	322,350	319,040	309,430	302,220	295,010
41～45	328,430	319,100	316,770	311,300	307,970	298,640	291,640	284,650
46人以上	317,010	307,970	305,710	300,260	296,890	287,850	281,070	274,290

イ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	482,560	469,220	465,880	459,190	455,390	442,040	432,030	422,020
21～25人	439,100	426,860	423,790	417,380	413,650	401,400	392,220	383,040
26～30	395,630	384,490	381,710	375,560	371,910	360,760	352,410	344,050
31～35	375,110	364,520	361,870	355,900	352,310	341,720	333,770	325,830
36～40	354,590	344,540	342,040	336,240	332,710	322,670	315,140	307,610
41～45	341,440	331,740	329,310	323,560	320,030	310,330	303,050	295,770
46人以上	328,290	318,930	316,590	310,890	307,360	297,990	290,970	283,940

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	508,140	494,070	490,550	483,320	479,150	465,070	454,520	443,960
21～25人	461,300	448,410	445,190	438,300	434,250	421,370	411,710	402,050
26～30	414,440	402,760	399,840	393,280	389,350	377,670	368,900	360,140
31～35	398,040	386,780	383,970	377,500	373,580	362,320	353,880	345,440
36～40	381,640	370,810	368,110	361,720	357,810	346,980	338,860	330,740
41～45	371,950	361,360	358,720	352,310	348,340	337,750	329,810	321,870
46人以上	362,270	351,920	349,330	342,900	338,870	328,530	320,760	313,000

(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	10,058,960	9,737,280	9,656,860	9,415,610	9,254,770	8,933,100	8,691,840	8,450,580
6～10人	15,449,330	14,952,340	14,828,090	14,455,360	14,206,870	13,709,890	13,337,150	12,964,410
11～15	20,839,690	20,167,400	19,999,320	19,495,110	19,158,960	18,486,680	17,982,450	17,478,240
16～20	26,230,060	25,382,460	25,170,550	24,534,860	24,111,060	23,263,470	22,627,760	21,992,060
21～25	31,620,420	30,597,520	30,341,780	29,574,610	29,063,160	28,040,260	27,273,070	26,505,890
26～30	42,401,160	41,027,630	40,684,240	39,654,110	38,967,350	37,593,840	36,563,680	35,533,550
31～35	47,791,520	46,242,690	45,855,470	44,693,860	43,919,440	42,370,630	41,208,990	40,047,370
36～40	53,181,890	51,457,750	51,026,700	49,733,610	48,871,540	47,147,420	45,854,290	44,561,200
41～45	58,572,250	56,672,810	56,197,930	54,773,360	53,823,640	51,924,210	50,499,600	49,075,030
46～50	63,962,620	61,887,860	61,369,160	59,813,110	58,775,730	56,701,000	55,144,910	53,588,850
51～55	69,352,990	67,102,920	66,540,390	64,852,860	63,727,830	61,477,790	59,790,220	58,102,680
56～60	74,743,350	72,317,980	71,711,620	69,892,610	68,679,920	66,254,580	64,435,520	62,616,510
61～65	80,133,720	77,533,040	76,882,850	74,932,360	73,632,020	71,031,370	69,080,830	67,130,330
66～70	85,524,080	82,748,100	82,054,080	79,972,110	78,584,120	75,808,160	73,726,140	71,644,160

※1か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	10,058,960	9,737,280	9,656,860	9,415,610	9,254,770	8,933,100	8,691,840	8,450,580
6～10人	15,449,330	14,952,340	14,828,090	14,455,360	14,206,870	13,709,890	13,337,150	12,964,410
11～15	26,230,060	25,382,460	25,170,550	24,534,860	24,111,060	23,263,470	22,627,760	21,992,060
16～20	31,620,420	30,597,520	30,341,780	29,574,610	29,063,160	28,040,260	27,273,070	26,505,890
21～25	37,010,790	35,812,570	35,513,010	34,614,360	34,015,250	32,817,050	31,918,370	31,019,720
26～30	42,401,160	41,027,630	40,684,240	39,654,110	38,967,350	37,593,840	36,563,680	35,533,550
31～35	47,791,520	46,242,690	45,855,470	44,693,860	43,919,440	42,370,630	41,208,990	40,047,370
36～40	58,572,250	56,672,810	56,197,930	54,773,360	53,823,640	51,924,210	50,499,600	49,075,030
41～45	63,962,620	61,887,860	61,369,160	59,813,110	58,775,730	56,701,000	55,144,910	53,588,850
46～50	69,352,990	67,102,920	66,540,390	64,852,860	63,727,830	61,477,790	59,790,220	58,102,680
51～55	74,743,350	72,317,980	71,711,620	69,892,610	68,679,920	66,254,580	64,435,520	62,616,510
56～60	80,133,720	77,533,040	76,882,850	74,932,360	73,632,020	71,031,370	69,080,830	67,130,330
61～65	85,524,080	82,748,100	82,054,080	79,972,110	78,584,120	75,808,160	73,726,140	71,644,160
66～70	96,304,820	93,178,210	92,396,540	90,051,610	88,488,310	85,361,740	83,016,750	80,671,820

※ 1か所当たりの年額

ウ 4 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	10,058,960	9,737,280	9,656,860	9,415,610	9,254,770	8,933,100	8,691,840	8,450,580
6～10人	20,839,690	20,167,400	19,999,320	19,495,110	19,158,960	18,486,680	17,982,450	17,478,240
11～15	26,230,060	25,382,460	25,170,550	24,534,860	24,111,060	23,263,470	22,627,760	21,992,060
16～20	31,620,420	30,597,520	30,341,780	29,574,610	29,063,160	28,040,260	27,273,070	26,505,890
21～25	42,401,160	41,027,630	40,684,240	39,654,110	38,967,350	37,593,840	36,563,680	35,533,550
26～30	47,791,520	46,242,690	45,855,470	44,693,860	43,919,440	42,370,630	41,208,990	40,047,370
31～35	53,181,890	51,457,750	51,026,700	49,733,610	48,871,540	47,147,420	45,854,290	44,561,200
36～40	63,962,620	61,887,860	61,369,160	59,813,110	58,775,730	56,701,000	55,144,910	53,588,850
41～45	69,352,990	67,102,920	66,540,390	64,852,860	63,727,830	61,477,790	59,790,220	58,102,680
46～50	74,743,350	72,317,980	71,711,620	69,892,610	68,679,920	66,254,580	64,435,520	62,616,510
51～55	80,133,720	77,533,040	76,882,850	74,932,360	73,632,020	71,031,370	69,080,830	67,130,330
56～60	90,914,450	87,963,150	87,225,310	85,011,860	83,536,210	80,584,950	78,371,440	76,157,990
61～65	96,304,820	93,178,210	92,396,540	90,051,610	88,488,310	85,361,740	83,016,750	80,671,820
66～70	101,695,180	98,393,270	97,567,770	95,091,360	93,440,400	90,138,530	87,662,060	85,185,640

※ 1か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
┌ 1.6:1	244,770	237,730	235,980	230,700	227,180	220,150	214,870	209,600
※ ₂ ┌ 1.5:1	269,250	261,510	259,570	253,770	249,900	242,160	236,360	230,560
┌ 1.4:1	299,160	290,560	288,420	281,970	277,670	269,070	262,620	256,180
└ 1.3:1	316,760	307,660	305,380	298,550	294,000	284,900	278,070	271,250
(5:1)※ ₁								
┌ 1.6:1	234,130	227,400	225,720	220,670	217,310	210,580	205,530	200,480
※ ₂ ┌ 1.5:1	256,420	249,050	247,210	241,690	238,000	230,630	225,110	219,580
┌ 1.4:1	283,420	275,270	273,240	267,130	263,050	254,910	248,800	242,690
└ 1.3:1	316,760	307,660	305,380	298,550	294,000	284,900	278,070	271,250
(4.5:1)※ ₁								
┌ 1.6:1	224,370	217,920	216,310	211,470	208,250	201,800	196,970	192,130
※ ₂ ┌ 1.5:1	244,770	237,730	235,980	230,700	227,180	220,150	214,870	209,600
┌ 1.4:1	269,250	261,510	259,570	253,770	249,900	242,160	236,360	230,560
└ 1.3:1	299,160	290,560	288,420	281,970	277,670	269,070	262,620	256,180
(4:1)※ ₁								
┌ 1.6:1	207,110	201,160	199,670	195,210	192,230	186,280	181,810	177,350
※ ₂ ┌ 1.5:1	224,370	217,920	216,310	211,470	208,250	201,800	196,970	192,130
┌ 1.4:1	256,420	249,050	247,210	241,690	238,000	230,630	225,110	219,580
└ 1.3:1	283,420	275,270	273,240	267,130	263,050	254,910	248,800	242,690

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
※ ₂ 1.6:1	228,760	222,280	220,660	215,810	212,570	206,090	201,230	196,380
1.5:1	251,630	244,510	242,730	237,390	233,820	226,700	221,360	216,020
1.4:1	279,590	271,680	269,700	263,760	259,810	251,890	245,950	240,020
1.3:1	296,040	287,660	285,560	279,280	275,090	266,710	260,420	254,140
(5:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	218,810	212,620	211,070	206,420	203,330	197,130	192,480	187,840
1.5:1	239,650	232,870	231,170	226,080	222,690	215,910	210,820	205,730
1.4:1	264,880	257,380	255,500	249,880	246,130	238,630	233,010	227,390
1.3:1	296,040	287,660	285,560	279,280	275,090	266,710	260,420	254,140
(4.5:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	209,690	203,760	202,270	197,820	194,850	188,920	184,460	180,010
1.5:1	228,760	222,280	220,660	215,810	212,570	206,090	201,230	196,380
1.4:1	251,630	244,510	242,730	237,390	233,820	226,700	221,360	216,020
1.3:1	279,590	271,680	269,700	263,760	259,810	251,890	245,950	240,020
(4:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	193,560	188,080	186,710	182,600	179,860	174,380	170,270	166,160
1.5:1	209,690	203,760	202,270	197,820	194,850	188,920	184,460	180,010
1.4:1	239,650	232,870	231,170	226,080	222,690	215,910	210,820	205,730
1.3:1	264,880	257,380	255,500	249,880	246,130	238,630	233,010	227,390

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)*	162,340	157,750	156,600	153,150	150,850	146,260	142,810	139,360
(5:1)*	152,500	148,190	147,110	143,870	141,710	137,390	134,150	130,920
(4.5:1)*	139,790	135,840	134,850	131,880	129,900	125,940	122,970	120,010
(4:1)*	125,810	122,250	121,360	118,690	116,910	113,350	110,680	108,010

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)* ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	34,470	33,490	33,250	32,510	32,030	31,050	30,320	29,590
* ₂ 3.5:1	52,420	50,940	50,560	49,450	48,710	47,230	46,110	45,000
3:1	76,250	74,090	73,550	71,930	70,850	68,690	67,080	65,460
(5:1)* ₁								
4:1	25,160	24,450	24,270	23,730	23,380	22,670	22,130	21,600
* ₂ 3.5:1	43,380	42,150	41,850	40,920	40,310	39,080	38,160	37,240
3:1	67,100	65,200	64,720	63,300	62,350	60,450	59,030	57,600
(4.5:1)* ₁								
4:1	13,980	13,580	13,480	13,180	12,990	12,590	12,290	12,000
* ₂ 3.5:1	32,050	31,140	30,920	30,240	29,780	28,880	28,190	27,510
3:1	55,920	54,330	53,940	52,750	51,960	50,370	49,190	48,000
(4:1)* ₁								
* ₂ 3.5:1	17,970	17,460	17,330	16,950	16,700	16,190	15,810	15,430
3:1	41,940	40,750	40,450	39,560	38,970	37,780	36,890	36,000

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,440	26,670	26,470	25,890	25,510	24,730	24,150	23,570
21～25人	21,950	21,330	21,180	20,710	20,400	19,790	19,320	18,860
26～30	18,290	17,780	17,650	17,260	17,000	16,490	16,100	15,710
31～35	15,680	15,240	15,130	14,790	14,570	14,130	13,800	13,470
36～40	13,720	13,330	13,230	12,940	12,750	12,360	12,070	11,780
41～45	12,190	11,850	11,760	11,510	11,330	10,990	10,730	10,470
46～50	10,970	10,660	10,590	10,350	10,200	9,890	9,660	9,430
51～55	9,980	9,690	9,620	9,410	9,270	8,990	8,780	8,570
56～60	9,140	8,890	8,820	8,630	8,500	8,240	8,050	7,850
61～65	8,440	8,200	8,140	7,960	7,850	7,610	7,430	7,250
66～70	7,840	7,620	7,560	7,400	7,280	7,060	6,900	6,730
71～75	7,310	7,110	7,060	6,900	6,800	6,590	6,440	6,280
76～80	6,860	6,660	6,620	6,470	6,370	6,180	6,030	5,890
81～85	6,450	6,270	6,230	6,090	6,000	5,820	5,680	5,540
86～90	6,090	5,920	5,880	5,750	5,660	5,490	5,360	5,230
91～95	5,770	5,610	5,570	5,450	5,370	5,200	5,080	4,960
96～100	5,480	5,330	5,290	5,180	5,100	4,940	4,830	4,710
101～105	5,220	5,080	5,040	4,930	4,850	4,710	4,600	4,490
106～110	4,990	4,850	4,810	4,700	4,630	4,490	4,390	4,280
111～115	4,770	4,630	4,600	4,500	4,430	4,300	4,200	4,100
116～120	4,570	4,440	4,410	4,310	4,250	4,120	4,020	3,920
121～125	4,390	4,260	4,230	4,140	4,080	3,950	3,860	3,770
126～130	4,220	4,100	4,070	3,980	3,920	3,800	3,710	3,620
131～135	4,060	3,950	3,920	3,830	3,770	3,660	3,570	3,490
136～140	3,920	3,810	3,780	3,700	3,640	3,530	3,450	3,360
141～145	3,780	3,670	3,650	3,570	3,510	3,410	3,330	3,250
146～150	3,660	3,550	3,530	3,450	3,400	3,290	3,220	3,140
151人以上	3,540	3,440	3,410	3,340	3,290	3,190	3,110	3,040

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,890	53,340	52,950	51,790	51,020	49,470	48,310	47,150
11～15人	36,590	35,560	35,300	34,530	34,010	32,980	32,200	31,430
16～20	27,440	26,670	26,470	25,890	25,510	24,730	24,150	23,570
21～25	21,950	21,330	21,180	20,710	20,400	19,790	19,320	18,860
26～30	18,290	17,780	17,650	17,260	17,000	16,490	16,100	15,710
31～35	15,680	15,240	15,130	14,790	14,570	14,130	13,800	13,470
36～40	13,720	13,330	13,230	12,940	12,750	12,360	12,070	11,780
41～45	12,190	11,850	11,760	11,510	11,330	10,990	10,730	10,470
46～50	10,970	10,660	10,590	10,350	10,200	9,890	9,660	9,430
51～55	9,980	9,690	9,620	9,410	9,270	8,990	8,780	8,570
56～60	9,140	8,890	8,820	8,630	8,500	8,240	8,050	7,850
61～65	8,440	8,200	8,140	7,960	7,850	7,610	7,430	7,250
66～70	7,840	7,620	7,560	7,400	7,280	7,060	6,900	6,730
71～75	7,310	7,110	7,060	6,900	6,800	6,590	6,440	6,280
76～80	6,860	6,660	6,620	6,470	6,370	6,180	6,030	5,890
81～85	6,450	6,270	6,230	6,090	6,000	5,820	5,680	5,540
86～90	6,090	5,920	5,880	5,750	5,660	5,490	5,360	5,230
91人以上	5,770	5,610	5,570	5,450	5,370	5,200	5,080	4,960

(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,050	26,270	26,080	25,500	25,110	24,340	23,760	23,180
21～25人	21,640	21,020	20,860	20,400	20,090	19,470	19,000	18,540
26～30	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～35	15,450	15,010	14,900	14,570	14,350	13,910	13,570	13,240
36～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～45	12,020	11,670	11,590	11,330	11,160	10,810	10,560	10,300
46～50	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270
51～55	9,830	9,550	9,480	9,270	9,130	8,850	8,640	8,430
56～60	9,010	8,750	8,690	8,500	8,370	8,110	7,920	7,720
61～65	8,320	8,080	8,020	7,840	7,720	7,490	7,310	7,130
66～70	7,720	7,500	7,450	7,280	7,170	6,950	6,780	6,620
71～75	7,210	7,000	6,950	6,800	6,690	6,490	6,330	6,180
76～80	6,760	6,560	6,520	6,370	6,270	6,080	5,940	5,790
81～85	6,360	6,180	6,130	6,000	5,910	5,720	5,590	5,450
86～90	6,010	5,830	5,790	5,660	5,580	5,400	5,280	5,150
91～95	5,690	5,530	5,490	5,360	5,280	5,120	5,000	4,880
96～100	5,410	5,250	5,210	5,100	5,020	4,860	4,750	4,630
101～105	5,150	5,000	4,960	4,850	4,780	4,630	4,520	4,410
106～110	4,910	4,770	4,740	4,630	4,560	4,420	4,320	4,210
111～115	4,700	4,570	4,530	4,430	4,360	4,230	4,130	4,030
116～120	4,500	4,380	4,340	4,250	4,180	4,050	3,960	3,860
121～125	4,320	4,200	4,170	4,080	4,010	3,890	3,800	3,700
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,650	3,560
131～135	4,000	3,890	3,860	3,770	3,720	3,600	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,720	3,640	3,580	3,470	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,590	3,510	3,460	3,350	3,270	3,190
146～150	3,600	3,500	3,470	3,400	3,340	3,240	3,160	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,360	3,290	3,240	3,140	3,060	2,990

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～35人	15,450	15,010	14,900	14,570	14,350	13,910	13,570	13,240
36～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～45	12,020	11,670	11,590	11,330	11,160	10,810	10,560	10,300
46～50	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270
51～55	9,830	9,550	9,480	9,270	9,130	8,850	8,640	8,430
56～60	9,010	8,750	8,690	8,500	8,370	8,110	7,920	7,720
61～65	8,320	8,080	8,020	7,840	7,720	7,490	7,310	7,130
66～70	7,720	7,500	7,450	7,280	7,170	6,950	6,780	6,620
71～75	7,210	7,000	6,950	6,800	6,690	6,490	6,330	6,180
76～80	6,760	6,560	6,520	6,370	6,270	6,080	5,940	5,790
81～85	6,360	6,180	6,130	6,000	5,910	5,720	5,590	5,450
86～90	6,010	5,830	5,790	5,660	5,580	5,400	5,280	5,150
91～95	5,690	5,530	5,490	5,360	5,280	5,120	5,000	4,880
96～100	5,410	5,250	5,210	5,100	5,020	4,860	4,750	4,630
101～105	5,150	5,000	4,960	4,850	4,780	4,630	4,520	4,410
106～110	4,910	4,770	4,740	4,630	4,560	4,420	4,320	4,210
111～115	4,700	4,570	4,530	4,430	4,360	4,230	4,130	4,030
116～120	4,500	4,380	4,340	4,250	4,180	4,050	3,960	3,860
121～125	4,320	4,200	4,170	4,080	4,010	3,890	3,800	3,700
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,650	3,560
131～135	4,000	3,890	3,860	3,770	3,720	3,600	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,720	3,640	3,580	3,470	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,590	3,510	3,460	3,350	3,270	3,190
146～150	3,600	3,500	3,470	3,400	3,340	3,240	3,160	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,360	3,290	3,240	3,140	3,060	2,990

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,100	52,550	52,160	51,000	50,230	48,680	47,520	46,360
11～15人	36,060	35,030	34,770	34,000	33,480	32,450	31,680	30,900
16～20	27,050	26,270	26,080	25,500	25,110	24,340	23,760	23,180
21～25	21,640	21,020	20,860	20,400	20,090	19,470	19,000	18,540
26～30	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～35	15,450	15,010	14,900	14,570	14,350	13,910	13,570	13,240
36～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～45	12,020	11,670	11,590	11,330	11,160	10,810	10,560	10,300
46～50	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270
51～55	9,830	9,550	9,480	9,270	9,130	8,850	8,640	8,430
56～60	9,010	8,750	8,690	8,500	8,370	8,110	7,920	7,720
61～65	8,320	8,080	8,020	7,840	7,720	7,490	7,310	7,130
66～70	7,720	7,500	7,450	7,280	7,170	6,950	6,780	6,620
71～75	7,210	7,000	6,950	6,800	6,690	6,490	6,330	6,180
76～80	6,760	6,560	6,520	6,370	6,270	6,080	5,940	5,790
81～85	6,360	6,180	6,130	6,000	5,910	5,720	5,590	5,450
86～90	6,010	5,830	5,790	5,660	5,580	5,400	5,280	5,150
91人以上	5,690	5,530	5,490	5,360	5,280	5,120	5,000	4,880

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,050	26,270	26,080	25,500	25,110	24,340	23,760	23,180
21～25	21,640	21,020	20,860	20,400	20,090	19,470	19,000	18,540
26～30	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～35	15,450	15,010	14,900	14,570	14,350	13,910	13,570	13,240
36～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～45	12,020	11,670	11,590	11,330	11,160	10,810	10,560	10,300
46人以上	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,060	35,030	34,770	34,000	33,480	32,450	31,680	30,900
11～20世帯	27,050	26,270	26,080	25,500	25,110	24,340	23,760	23,180
21～30	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～50	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270
51世帯以上	9,010	8,750	8,690	8,500	8,370	8,110	7,920	7,720

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 60,110	円 58,390	円 57,960	円 56,670	円 55,810	円 54,090	円 52,800	円 51,510

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 36,060	円 35,030	円 34,770	円 34,000	円 33,480	円 32,450	円 31,680	円 30,900
11～20世帯	27,050	26,270	26,080	25,500	25,110	24,340	23,760	23,180
21～30	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～50	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270
51世帯以上	9,010	8,750	8,690	8,500	8,370	8,110	7,920	7,720

(13) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,470	23,780	23,600	23,090	22,740	22,050	21,530	21,020
21～25人	19,570	19,020	18,880	18,470	18,190	17,640	17,230	16,810
26～30	16,310	15,850	15,730	15,390	15,160	14,700	14,350	14,010
31～35	13,980	13,580	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,010
36～40	12,230	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,510
41～45	10,870	10,560	10,490	10,260	10,100	9,800	9,570	9,340
46～50	9,780	9,510	9,440	9,230	9,090	8,820	8,610	8,400
51～55	8,890	8,640	8,580	8,390	8,270	8,020	7,830	7,640
56～60	8,150	7,920	7,860	7,690	7,580	7,350	7,170	7,000
61～65	7,520	7,310	7,260	7,100	6,990	6,780	6,620	6,460
66～70	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,300	6,150	6,000
71～75	6,520	6,340	6,290	6,150	6,060	5,880	5,740	5,600
76～80	6,110	5,940	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250
81～85	5,750	5,590	5,550	5,430	5,350	5,190	5,060	4,940
86～90	5,430	5,280	5,240	5,130	5,050	4,900	4,780	4,670
91～95	5,150	5,000	4,970	4,860	4,780	4,640	4,530	4,420
96～100	4,890	4,750	4,720	4,610	4,540	4,410	4,300	4,200
101～105	4,660	4,530	4,490	4,390	4,330	4,200	4,100	4,000
106～110	4,440	4,320	4,290	4,190	4,130	4,010	3,910	3,820
111～115	4,250	4,130	4,100	4,010	3,950	3,830	3,740	3,650
116～120	4,070	3,960	3,930	3,840	3,790	3,670	3,590	3,500
121～125	3,910	3,800	3,770	3,690	3,630	3,520	3,440	3,360
126～130	3,760	3,650	3,630	3,550	3,490	3,390	3,310	3,230
131～135	3,620	3,520	3,490	3,420	3,370	3,260	3,190	3,110
136～140	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,150	3,070	3,000
141～145	3,370	3,280	3,250	3,180	3,130	3,040	2,970	2,890
146～150	3,260	3,170	3,140	3,070	3,030	2,940	2,870	2,800
151人以上	3,150	3,060	3,040	2,970	2,930	2,840	2,770	2,710

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,240	16,740	16,620	16,250	16,000	15,510	15,140	14,770
31～35人	14,770	14,350	14,250	13,930	13,720	13,300	12,980	12,660
36～40	12,930	12,560	12,460	12,190	12,000	11,630	11,360	11,080
41～45	11,490	11,160	11,080	10,830	10,670	10,340	10,090	9,850
46～50	10,340	10,040	9,970	9,750	9,600	9,310	9,080	8,860
51～55	9,400	9,130	9,060	8,860	8,730	8,460	8,260	8,060
56～60	8,620	8,370	8,310	8,120	8,000	7,750	7,570	7,380
61～65	7,950	7,730	7,670	7,500	7,380	7,160	6,990	6,820
66～70	7,380	7,170	7,120	6,960	6,860	6,650	6,490	6,330
71～75	6,890	6,690	6,650	6,500	6,400	6,200	6,050	5,910
76～80	6,460	6,280	6,230	6,090	6,000	5,810	5,680	5,540
81～85	6,080	5,910	5,860	5,730	5,650	5,470	5,340	5,210
86～90	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
91～95	5,440	5,280	5,250	5,130	5,050	4,900	4,780	4,660
96～100	5,170	5,020	4,980	4,870	4,800	4,650	4,540	4,430
101～105	4,920	4,780	4,750	4,640	4,570	4,430	4,320	4,220
106～110	4,700	4,560	4,530	4,430	4,360	4,230	4,130	4,030
111～115	4,490	4,360	4,330	4,240	4,170	4,040	3,950	3,850
116～120	4,310	4,180	4,150	4,060	4,000	3,870	3,780	3,690
121～125	4,130	4,020	3,990	3,900	3,840	3,720	3,630	3,540
126～130	3,970	3,860	3,830	3,750	3,690	3,580	3,490	3,410
131～135	3,830	3,720	3,690	3,610	3,550	3,440	3,360	3,280
136～140	3,690	3,580	3,560	3,480	3,430	3,320	3,240	3,160
141～145	3,560	3,460	3,440	3,360	3,310	3,210	3,130	3,050
146～150	3,440	3,350	3,320	3,250	3,200	3,100	3,020	2,950
151人以上	3,330	3,240	3,210	3,140	3,090	3,000	2,930	2,860

(14) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,170	23,400	23,210	22,630	22,240	21,470	20,880	20,300
21～25人	19,340	18,720	18,560	18,100	17,790	17,170	16,710	16,240
26～30	16,110	15,600	15,470	15,080	14,820	14,310	13,920	13,530
31～35	13,810	13,370	13,260	12,930	12,710	12,260	11,930	11,600
36～40	12,080	11,700	11,600	11,310	11,120	10,730	10,440	10,150
41～45	10,740	10,400	10,310	10,050	9,880	9,540	9,280	9,020
46～50	9,670	9,360	9,280	9,050	8,890	8,580	8,350	8,120
51～55	8,790	8,510	8,440	8,220	8,080	7,800	7,590	7,380
56～60	8,050	7,800	7,730	7,540	7,410	7,150	6,960	6,770
61～65	7,430	7,200	7,140	6,960	6,840	6,600	6,420	6,240
66～70	6,900	6,680	6,630	6,460	6,350	6,130	5,960	5,800
71～75	6,440	6,240	6,190	6,030	5,930	5,720	5,570	5,410
76～80	6,040	5,850	5,800	5,650	5,560	5,360	5,220	5,070
81～85	5,680	5,500	5,460	5,320	5,230	5,050	4,910	4,770
86～90	5,370	5,200	5,150	5,020	4,940	4,770	4,640	4,510
91～95	5,090	4,920	4,880	4,760	4,680	4,520	4,390	4,270
96～100	4,830	4,680	4,640	4,520	4,440	4,290	4,170	4,060
101～105	4,600	4,450	4,420	4,310	4,230	4,080	3,970	3,860
106～110	4,390	4,250	4,220	4,110	4,040	3,900	3,790	3,690
111～115	4,200	4,070	4,030	3,930	3,860	3,730	3,630	3,530
116～120	4,030	3,900	3,860	3,770	3,700	3,570	3,480	3,380
121～125	3,860	3,740	3,710	3,620	3,550	3,430	3,340	3,240
126～130	3,720	3,600	3,570	3,480	3,420	3,300	3,210	3,120
131～135	3,580	3,460	3,430	3,350	3,290	3,180	3,090	3,000
136～140	3,450	3,340	3,310	3,230	3,170	3,060	2,980	2,900
141～145	3,330	3,220	3,200	3,120	3,060	2,960	2,880	2,800
146～150	3,220	3,120	3,090	3,010	2,960	2,860	2,780	2,700
151人以上	3,120	3,020	2,990	2,920	2,870	2,770	2,690	2,620

(15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,620	31,700	31,470	30,780	30,320	29,400	28,710	28,020
11～20世帯	24,470	23,780	23,600	23,090	22,740	22,050	21,530	21,020
21～30	16,310	15,850	15,730	15,390	15,160	14,700	14,350	14,010
31～40	14,680	14,260	14,160	13,850	13,640	13,230	12,920	12,610
41～50	13,050	12,680	12,590	12,310	12,130	11,760	11,480	11,210
51世帯以上	11,410	11,090	11,010	10,770	10,610	10,290	10,050	9,810

(16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	54,710	53,080	52,670	51,450	50,630	49,000	47,780	46,550
20世帯	27,350	26,540	26,330	25,720	25,310	24,500	23,890	23,270
30世帯	18,230	17,690	17,550	17,150	16,870	16,330	15,920	15,510
31～40	13,670	13,270	13,160	12,860	12,650	12,250	11,940	11,640
41～50	10,940	10,610	10,530	10,290	10,120	9,800	9,550	9,310
51世帯以上	9,110	8,840	8,770	8,570	8,430	8,160	7,960	7,760

(17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	52,160	50,610	50,230	49,060	48,290	46,740	45,580	44,420
11～20	26,080	25,300	25,110	24,530	24,140	23,370	22,790	22,210
21～30	17,380	16,870	16,740	16,350	16,090	15,580	15,190	14,800
31～40	13,040	12,650	12,550	12,260	12,070	11,680	11,390	11,100
41～50	11,730	11,380	11,300	11,040	10,860	10,510	10,250	9,990
51世帯以上	10,430	10,120	10,040	9,810	9,650	9,350	9,110	8,880

(18) 小規模グループケア加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	32,740	31,970	31,780	31,200	30,810	30,040	29,460	28,870
21～25人	26,190	25,580	25,420	24,960	24,650	24,030	23,560	23,100
26～30	21,830	21,310	21,180	20,800	20,540	20,020	19,630	19,250
31～35	18,710	18,270	18,160	17,820	17,600	17,160	16,830	16,500
36～40	16,370	15,980	15,890	15,600	15,400	15,020	14,730	14,440
41～45	14,550	14,210	14,120	13,860	13,690	13,350	13,090	12,830
46～50	13,090	12,790	12,710	12,480	12,320	12,010	11,780	11,550
51～55	11,900	11,620	11,550	11,340	11,200	10,920	10,710	10,500
56～60	10,910	10,650	10,590	10,400	10,270	10,010	9,820	9,620
61～65	10,070	9,830	9,770	9,600	9,480	9,240	9,060	8,880
66～70	9,350	9,130	9,080	8,910	8,800	8,580	8,410	8,250
71～75	8,730	8,520	8,470	8,320	8,210	8,010	7,850	7,700
76～80	8,180	7,990	7,940	7,800	7,700	7,510	7,360	7,210
81～85	7,700	7,520	7,470	7,340	7,250	7,060	6,930	6,790
86～90	7,270	7,100	7,060	6,930	6,840	6,670	6,540	6,410
91～95	6,890	6,730	6,690	6,560	6,480	6,320	6,200	6,080
96～100	6,550	6,390	6,350	6,240	6,160	6,000	5,890	5,770
101～105	6,230	6,090	6,050	5,940	5,860	5,720	5,610	5,500
106～110	5,950	5,810	5,770	5,670	5,600	5,460	5,350	5,250
111～115	5,690	5,560	5,520	5,420	5,350	5,220	5,120	5,020
116～120	5,450	5,330	5,290	5,200	5,130	5,000	4,910	4,810
121～125	5,240	5,110	5,080	4,990	4,930	4,800	4,710	4,620
126～130	5,030	4,920	4,890	4,800	4,740	4,620	4,530	4,440
131～135	4,850	4,730	4,700	4,620	4,560	4,450	4,360	4,270
136～140	4,670	4,560	4,540	4,450	4,400	4,290	4,200	4,120
141～145	4,510	4,410	4,380	4,300	4,250	4,140	4,060	3,980
146～150	4,360	4,260	4,230	4,160	4,100	4,000	3,920	3,850
151人以上	4,220	4,120	4,100	4,020	3,970	3,870	3,800	3,720

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	21,830	21,310	21,180	20,800	20,540	20,020	19,630	19,250
31～35人	18,710	18,270	18,160	17,820	17,600	17,160	16,830	16,500
36～40	16,370	15,980	15,890	15,600	15,400	15,020	14,730	14,440
41～45	14,550	14,210	14,120	13,860	13,690	13,350	13,090	12,830
46～50	13,090	12,790	12,710	12,480	12,320	12,010	11,780	11,550
51～55	11,900	11,620	11,550	11,340	11,200	10,920	10,710	10,500
56～60	10,910	10,650	10,590	10,400	10,270	10,010	9,820	9,620
61～65	10,070	9,830	9,770	9,600	9,480	9,240	9,060	8,880
66～70	9,350	9,130	9,080	8,910	8,800	8,580	8,410	8,250
71～75	8,730	8,520	8,470	8,320	8,210	8,010	7,850	7,700
76～80	8,180	7,990	7,940	7,800	7,700	7,510	7,360	7,210
81～85	7,700	7,520	7,470	7,340	7,250	7,060	6,930	6,790
86～90	7,270	7,100	7,060	6,930	6,840	6,670	6,540	6,410
91～95	6,890	6,730	6,690	6,560	6,480	6,320	6,200	6,080
96～100	6,550	6,390	6,350	6,240	6,160	6,000	5,890	5,770
101～105	6,230	6,090	6,050	5,940	5,860	5,720	5,610	5,500
106～110	5,950	5,810	5,770	5,670	5,600	5,460	5,350	5,250
111～115	5,690	5,560	5,520	5,420	5,350	5,220	5,120	5,020
116～120	5,450	5,330	5,290	5,200	5,130	5,000	4,910	4,810
121～125	5,240	5,110	5,080	4,990	4,930	4,800	4,710	4,620
126～130	5,030	4,920	4,890	4,800	4,740	4,620	4,530	4,440
131～135	4,850	4,730	4,700	4,620	4,560	4,450	4,360	4,270
136～140	4,670	4,560	4,540	4,450	4,400	4,290	4,200	4,120
141～145	4,510	4,410	4,380	4,300	4,250	4,140	4,060	3,980
146～150	4,360	4,260	4,230	4,160	4,100	4,000	3,920	3,850
151人以上	4,220	4,120	4,100	4,020	3,970	3,870	3,800	3,720

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	65,490	63,940	63,560	62,400	61,620	60,070	58,910	57,750
11～15人	43,660	42,630	42,370	41,600	41,080	40,050	39,270	38,500
16～20	32,740	31,970	31,780	31,200	30,810	30,040	29,460	28,870
21～25	26,190	25,580	25,420	24,960	24,650	24,030	23,560	23,100
26～30	21,830	21,310	21,180	20,800	20,540	20,020	19,630	19,250
31～35	18,710	18,270	18,160	17,820	17,600	17,160	16,830	16,500
36～40	16,370	15,980	15,890	15,600	15,400	15,020	14,730	14,440
41～45	14,550	14,210	14,120	13,860	13,690	13,350	13,090	12,830
46～50	13,090	12,790	12,710	12,480	12,320	12,010	11,780	11,550
51～55	11,900	11,620	11,550	11,340	11,200	10,920	10,710	10,500
56～60	10,910	10,650	10,590	10,400	10,270	10,010	9,820	9,620
61～65	10,070	9,830	9,770	9,600	9,480	9,240	9,060	8,880
66～70	9,350	9,130	9,080	8,910	8,800	8,580	8,410	8,250
71～75	8,730	8,520	8,470	8,320	8,210	8,010	7,850	7,700
76～80	8,180	7,990	7,940	7,800	7,700	7,510	7,360	7,210
81～85	7,700	7,520	7,470	7,340	7,250	7,060	6,930	6,790
86～90	7,270	7,100	7,060	6,930	6,840	6,670	6,540	6,410
91人以上	6,890	6,730	6,690	6,560	6,480	6,320	6,200	6,080

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	32,740	31,970	31,780	31,200	30,810	30,040	29,460	28,870
21～25	26,190	25,580	25,420	24,960	24,650	24,030	23,560	23,100
26～30	21,830	21,310	21,180	20,800	20,540	20,020	19,630	19,250
31～35	18,710	18,270	18,160	17,820	17,600	17,160	16,830	16,500
36～40	16,370	15,980	15,890	15,600	15,400	15,020	14,730	14,440
41～45	14,550	14,210	14,120	13,860	13,690	13,350	13,090	12,830
46人以上	13,090	12,790	12,710	12,480	12,320	12,010	11,780	11,550

(19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～35	15,450	15,010	14,900	14,570	14,350	13,910	13,570	13,240
36～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～45	12,020	11,670	11,590	11,330	11,160	10,810	10,560	10,300
46～50	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270
51～55	9,830	9,550	9,480	9,270	9,130	8,850	8,640	8,430
56～60	9,010	8,750	8,690	8,500	8,370	8,110	7,920	7,720
61～65	8,320	8,080	8,020	7,840	7,720	7,490	7,310	7,130
66～70	7,720	7,500	7,450	7,280	7,170	6,950	6,780	6,620
71～75	7,210	7,000	6,950	6,800	6,690	6,490	6,330	6,180
76～80	6,760	6,560	6,520	6,370	6,270	6,080	5,940	5,790
81～85	6,360	6,180	6,130	6,000	5,910	5,720	5,590	5,450
86～90	6,010	5,830	5,790	5,660	5,580	5,400	5,280	5,150
91～95	5,690	5,530	5,490	5,360	5,280	5,120	5,000	4,880
96～100	5,410	5,250	5,210	5,100	5,020	4,860	4,750	4,630
101～105	5,150	5,000	4,960	4,850	4,780	4,630	4,520	4,410
106～110	4,910	4,770	4,740	4,630	4,560	4,420	4,320	4,210
111～115	4,700	4,570	4,530	4,430	4,360	4,230	4,130	4,030
116～120	4,500	4,380	4,340	4,250	4,180	4,050	3,960	3,860
121～125	4,320	4,200	4,170	4,080	4,010	3,890	3,800	3,700
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,650	3,560
131～135	4,000	3,890	3,860	3,770	3,720	3,600	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,720	3,640	3,580	3,470	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,590	3,510	3,460	3,350	3,270	3,190
146～150	3,600	3,500	3,470	3,400	3,340	3,240	3,160	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,360	3,290	3,240	3,140	3,060	2,990

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～35	15,450	15,010	14,900	14,570	14,350	13,910	13,570	13,240
36～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～45	12,020	11,670	11,590	11,330	11,160	10,810	10,560	10,300
46～50	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270
51～55	9,830	9,550	9,480	9,270	9,130	8,850	8,640	8,430
56～60	9,010	8,750	8,690	8,500	8,370	8,110	7,920	7,720
61～65	8,320	8,080	8,020	7,840	7,720	7,490	7,310	7,130
66～70	7,720	7,500	7,450	7,280	7,170	6,950	6,780	6,620
71～75	7,210	7,000	6,950	6,800	6,690	6,490	6,330	6,180
76～80	6,760	6,560	6,520	6,370	6,270	6,080	5,940	5,790
81～85	6,360	6,180	6,130	6,000	5,910	5,720	5,590	5,450
86～90	6,010	5,830	5,790	5,660	5,580	5,400	5,280	5,150
91～95	5,690	5,530	5,490	5,360	5,280	5,120	5,000	4,880
96～100	5,410	5,250	5,210	5,100	5,020	4,860	4,750	4,630
101～105	5,150	5,000	4,960	4,850	4,780	4,630	4,520	4,410
106～110	4,910	4,770	4,740	4,630	4,560	4,420	4,320	4,210
111～115	4,700	4,570	4,530	4,430	4,360	4,230	4,130	4,030
116～120	4,500	4,380	4,340	4,250	4,180	4,050	3,960	3,860
121～125	4,320	4,200	4,170	4,080	4,010	3,890	3,800	3,700
126～130	4,160	4,040	4,010	3,920	3,860	3,740	3,650	3,560
131～135	4,000	3,890	3,860	3,770	3,720	3,600	3,520	3,430
136～140	3,860	3,750	3,720	3,640	3,580	3,470	3,390	3,310
141～145	3,730	3,620	3,590	3,510	3,460	3,350	3,270	3,190
146～150	3,600	3,500	3,470	3,400	3,340	3,240	3,160	3,090
151人以上	3,490	3,390	3,360	3,290	3,240	3,140	3,060	2,990

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～35	15,450	15,010	14,900	14,570	14,350	13,910	13,570	13,240
36～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～45	12,020	11,670	11,590	11,330	11,160	10,810	10,560	10,300
46～50	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270
51～55	9,830	9,550	9,480	9,270	9,130	8,850	8,640	8,430
56～60	9,010	8,750	8,690	8,500	8,370	8,110	7,920	7,720
61～65	8,320	8,080	8,020	7,840	7,720	7,490	7,310	7,130
66～70	7,720	7,500	7,450	7,280	7,170	6,950	6,780	6,620
71～75	7,210	7,000	6,950	6,800	6,690	6,490	6,330	6,180
76～80	6,760	6,560	6,520	6,370	6,270	6,080	5,940	5,790
81～85	6,360	6,180	6,130	6,000	5,910	5,720	5,590	5,450
86～90	6,010	5,830	5,790	5,660	5,580	5,400	5,280	5,150
91人以上	5,690	5,530	5,490	5,360	5,280	5,120	5,000	4,880

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,030	17,510	17,380	17,000	16,740	16,220	15,840	15,450
31～35	15,450	15,010	14,900	14,570	14,350	13,910	13,570	13,240
36～40	13,520	13,130	13,040	12,750	12,550	12,170	11,880	11,590
41～45	12,020	11,670	11,590	11,330	11,160	10,810	10,560	10,300
46人以上	10,820	10,510	10,430	10,200	10,040	9,730	9,500	9,270

(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,220
21 ~ 25人	11,380
26 ~ 30	9,480
31 ~ 35	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,370
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,580
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,180
131 ~ 135	2,100
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

イ 児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,480
31 ~ 35人	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,370
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,580
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,180
131 ~ 135	2,100
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

ウ 乳児院
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,450
11 ~ 15人	18,970
16 ~ 20	14,220
21 ~ 25	11,380
26 ~ 30	9,480
31 ~ 35	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,370
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91人以上	2,990

エ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,450
11 ~ 20世帯	14,220
21 ~ 30	9,480
31 ~ 40	7,110
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

オ 児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,200
21 ~ 25人	7,360
26 ~ 30	6,130
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

カ 児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,130
31 ~ 35人	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

キ 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,410
11 ~ 15人	12,270
16 ~ 20	9,200
21 ~ 25	7,360
26 ~ 30	6,130
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

ク 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,410
11 ~ 20世帯	9,200
21 ~ 30	6,130
31 ~ 40	4,600
41 ~ 50	3,680
51世帯以上	3,060

(21) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,120	1,080	1,070	1,050	1,030	990	960	940
21～25人	890	860	860	840	820	790	770	750
26～30	740	720	710	700	680	660	640	620
31～35	640	620	610	600	580	560	550	530
36～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～45	490	480	470	460	450	440	430	410
46～50	440	430	430	420	410	390	380	370
51～55	400	390	390	380	370	360	350	340
56～60	370	360	350	350	340	330	320	310
61～65	340	330	330	320	310	300	290	280
66～70	320	310	300	300	290	280	270	260
71～75	290	290	280	280	270	260	250	250
76～80	280	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	220
86～90	250	240	230	230	220	220	210	200
91～95	230	220	220	220	210	200	200	190
96～100	220	210	210	210	200	190	190	180
101～105	210	200	200	200	190	190	180	170
106～110	200	190	190	190	180	180	170	170
111～115	190	180	180	180	170	170	160	160
116～120	180	180	180	170	170	160	160	150
121～125	180	170	170	160	160	150	150	150
126～130	170	160	160	160	150	150	140	140
131～135	160	160	160	150	150	140	140	130
136～140	160	150	150	150	140	140	130	130
141～145	150	150	140	140	140	130	130	130
146～150	150	140	140	140	130	130	120	120
151人以上	140	140	130	130	130	120	120	120

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	740	720	710	700	680	660	640	620
31～35人	640	620	610	600	580	560	550	530
36～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～45	490	480	470	460	450	440	430	410
46～50	440	430	430	420	410	390	380	370
51～55	400	390	390	380	370	360	350	340
56～60	370	360	350	350	340	330	320	310
61～65	340	330	330	320	310	300	290	280
66～70	320	310	300	300	290	280	270	260
71～75	290	290	280	280	270	260	250	250
76～80	280	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	220
86～90	250	240	230	230	220	220	210	200
91～95	230	220	220	220	210	200	200	190
96～100	220	210	210	210	200	190	190	180
101～105	210	200	200	200	190	190	180	170
106～110	200	190	190	190	180	180	170	170
111～115	190	180	180	180	170	170	160	160
116～120	180	180	180	170	170	160	160	150
121～125	180	170	170	160	160	150	150	150
126～130	170	160	160	160	150	150	140	140
131～135	160	160	160	150	150	140	140	130
136～140	160	150	150	150	140	140	130	130
141～145	150	150	140	140	140	130	130	130
146～150	150	140	140	140	130	130	120	120
151人以上	140	140	130	130	130	120	120	120

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,240	2,170	2,150	2,100	2,060	1,990	1,930	1,880
11～15人	1,490	1,440	1,430	1,400	1,370	1,320	1,290	1,250
16～20	1,120	1,080	1,070	1,050	1,030	990	960	940
21～25	890	860	860	840	820	790	770	750
26～30	740	720	710	700	680	660	640	620
31～35	640	620	610	600	580	560	550	530
36～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～45	490	480	470	460	450	440	430	410
46～50	440	430	430	420	410	390	380	370
51～55	400	390	390	380	370	360	350	340
56～60	370	360	350	350	340	330	320	310
61～65	340	330	330	320	310	300	290	280
66～70	320	310	300	300	290	280	270	260
71～75	290	290	280	280	270	260	250	250
76～80	280	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	220
86～90	250	240	230	230	220	220	210	200
91人以上	230	220	220	220	210	200	200	190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,120	1,080	1,070	1,050	1,030	990	960	940
21～25	890	860	860	840	820	790	770	750
26～30	740	720	710	700	680	660	640	620
31～35	640	620	610	600	580	560	550	530
36～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～45	490	480	470	460	450	440	430	410
46人以上	440	430	430	420	410	390	380	370

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,490	1,440	1,430	1,400	1,370	1,320	1,290	1,250
11～20世帯	1,120	1,080	1,070	1,050	1,030	990	960	940
21～30	740	720	710	700	680	660	640	620
31～40	560	540	530	520	510	490	480	470
41～50	440	430	430	420	410	390	380	370
51世帯以上	370	360	350	350	340	330	320	310

(22) 寒冷地加算分保護単価

○寒冷地に所在する施設

定員1人（母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人）当たりの月額

区分	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
児童心理治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880
ファミリーホーム	1,010	900	890	700
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(23) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,050
21 ～ 25人	8,040
26 ～ 30	6,700
31 ～ 35	5,740
36 ～ 40	5,020
41 ～ 45	4,460
46 ～ 50	4,020
51 ～ 55	3,650
56 ～ 60	3,350
61 ～ 65	3,090
66 ～ 70	2,870
71 ～ 75	2,680
76 ～ 80	2,510
81 ～ 85	2,360
86 ～ 90	2,230
91 ～ 95	2,110
96 ～ 100	2,010
101 ～ 105	1,910
106 ～ 110	1,820
111 ～ 115	1,740
116 ～ 120	1,670
121 ～ 125	1,600
126 ～ 130	1,540
131 ～ 135	1,490
136 ～ 140	1,430
141 ～ 145	1,380
146 ～ 150	1,340
151人以上	1,290

(24) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,770
21 ～ 25人	6,220
26 ～ 30	5,180
31 ～ 35	4,440
36 ～ 40	3,880
41 ～ 45	3,450
46 ～ 50	3,110
51 ～ 55	2,820
56 ～ 60	2,590
61 ～ 65	2,390
66 ～ 70	2,220
71 ～ 75	2,070
76 ～ 80	1,940
81 ～ 85	1,830
86 ～ 90	1,720
91 ～ 95	1,630
96 ～ 100	1,550
101 ～ 105	1,480
106 ～ 110	1,410
111 ～ 115	1,350
116 ～ 120	1,290
121 ～ 125	1,240
126 ～ 130	1,190
131 ～ 135	1,150
136 ～ 140	1,110
141 ～ 145	1,070
146 ～ 150	1,030
151人以上	1,000

(25) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	8,090

(26) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	7,110
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

(27) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11 ~ 20世帯	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(28) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,550
11 ~ 20世帯	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(29) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,620	31,700	31,470	30,780	30,320	29,400	28,710	28,020
11~20世帯	24,470	23,780	23,600	23,090	22,740	22,050	21,530	21,020
21~30	16,310	15,850	15,730	15,390	15,160	14,700	14,350	14,010
31~40	14,680	14,260	14,160	13,850	13,640	13,230	12,920	12,610
41~50	13,050	12,680	12,590	12,310	12,130	11,760	11,480	11,210
51世帯以上	11,410	11,090	11,010	10,770	10,610	10,290	10,050	9,810

(30) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,380
21~25人	7,500
26~30人	6,250
31~35人	5,360

(31) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 5,771,863

区分	年額
個別対応職員分	円 5,522,041

(32) 事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	円 190

(33) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 5,950

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円 120

(34) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 149,790

(35) 一時保護所寒冷地加算分保護単価

算 定 額				
一時保護所寒冷地手当	○寒冷地に所在する施設			
	支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
	1級地	131,900円	72,900円	51,700円
	2級地	116,800円	65,300円	44,000円
	3級地	112,700円	64,300円	43,000円
4級地	89,000円	51,000円	36,800円	
注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。				
(備考)				
「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。				

(36) 社会的養護処遇改善加算分保護単価
処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,050

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,050

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,170

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,400

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,050

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。 定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限る、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(10) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

(参 考)

保護単価 (入所児童等 1 人当たり) 表

(平成30年4月1日)

経費の 種目	一般生活費	一 般 生 活 費 以 外 の 事 業 費												
		被虐待児 受入加算費	幼稚園費	教 育 費	学校給食 費	見学旅行 費	入進学支 度金	特別育成 費	夏季等特 別行事費	期末一時 扶助費	職業補導 費	就職支度 費・大学 進学等自 立生活支 度費	葬 祭 費	児童用採 暖費
		月 額	月 額	月 額	月 額	年 額	年 額	月 額	1件当り	年 額	月 額	1件当り	1件当り	月 額
児 童 養護施設	(一般分) 50,540円 (乳児分) 58,320円	26,100円	幼稚園等 の就園に 必要な入 学金、保育 料、制服等 の実費 ただし、就 園奨励費 補助額を 控除した 額	(一般分) 小学校 2,170円 中学校 4,300円 特別支援学校 の高等部 4,300円 (加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のため の交通 費の実費 3 部活動に必 要な道具代 遠征費等の 実費 4 学習塾に必 要な授業料 、講習会費 等の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 小学校 200円 中学校 280円 6 特別支援 学校の高等部 入学に要する 費用 61,150円 7 特別支援 学校の高等部 在学児童が就 職又は進学に 役立つ資格取 得又は講習等 を受講するた めの経費 56,570円	その学校 において 徴収され る実費	小学校第 6 学年 21,490円	小学校第 1 学年入 学児童 40,600円	高等学校 在学児童 (公立) 22,910円 (私立) 33,910円 (入学時) 61,090円	3,090円	5,350円	通所のため の交通 費実費 教科書代 等 4,940円	81,260円 さらに住 居費及び 生活諸費 の経費を 加算 194,930円	158,350円 ただし、 火葬料、 自動車料 について 一定額を 加算	旧5級地 7,270円 旧4級地 5,570円 旧3級地 3,600円 旧2級地 2,680円 その他の 地域 1,340円 (通所部に ついては母 子生活支援 施設の単価 とする。)
児童自立 支援施設 (通所部を 含む)	(入所児分) 50,540円 (通所児分) 15,550円													

一時保護所	<p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×4,210円(児童が乳児の場合、延児童数×5,690円)</p> <p>②6日目から30日まで</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,160円(児童が乳児の場合、延児童数×1,180円)</p> <p>③①及び②以外</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,660円(児童が乳児の場合、延児童数×1,920円)</p>	<p>幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費</p> <p>ただし、就園奨励費補助額を控除した額</p>	<p>(一般分)</p> <p>小学校 2,170円</p> <p>中学校 4,300円</p> <p>特別支援学校の高等部 4,300円</p> <p>(加算分)</p> <p>1 教材代の実費</p> <p>2 通学のための交通費の実費</p> <p>3 部活動に必要な道具代遠征費等の実費</p> <p>4 学習塾に必要な授業料、講習会費等の実費</p> <p>5 児童自立支援施設の教材費</p> <p>小学校 200円</p> <p>中学校 280円</p> <p>6 特別支援学校の高等部入学に要する費用 61,150円</p> <p>7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 56,570円</p>	その学校において徴収される実費	<p>小学校第6学年 21,490円</p> <p>中学校第3学年 57,590円</p> <p>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。) 111,290円</p>	<p>小学校第1学年入学児童 40,600円</p> <p>中学校第1学年進学児童 47,400円</p>	<p>高等学校在学児童(公立) 22,910円</p> <p>(私立) 33,910円</p> <p>(入学時) 61,150円</p> <p>就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 56,570円</p> <p>補習費保護単価 15,000円</p> <p>補習費特別保護単価 25,000円</p>	3,090円	5,350円	<p>通所のための交通費実費教科書代等 4,940円</p>	<p>旧5級地 7,270円</p> <p>旧4級地 5,570円</p> <p>旧3級地 3,600円</p> <p>旧2級地 2,680円</p> <p>その他の地域 1,340円</p>
-------	--	--	--	-----------------	--	---	---	--------	--------	--------------------------------	--

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)里親については委託手当として月額86,000円(専門里親は月額137,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に43,820円が加算され、(4)里親(専門里親を含む。)が一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,600円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が逃亡したときには連れもどし費が支弁され、(6)助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき236,200円)、胎盤処置料、新生児介補料及び保険料が支弁される。(7)一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額4,500円が支弁される。